

公的年金財政状況報告－令和6(2024)年度－の概要

令和8(2026)年6月16日
社会保障審議会年金数理部会

0. 公的年金財政状況報告－令和6(2024)年度－について

- 「公的年金財政状況報告」は、公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめたものである。
- この報告では、実績の動向等を明らかにし、財政検証との比較及び財政状況の評価を行っているほか、共済組合等を含めた厚生年金全体での財政状況もとりまとめている。
- 令和6(2024)年度は、令和6(2024)年財政検証の将来見通しと実績を比較する初年度となっている。

「公的年金財政状況報告－令和6(2024)年度－」の構成

第1章 公的年金の概要

第2章 財政状況

- 第1節 被保険者の現状及び推移
- 第2節 受給権者の現状及び推移
- 第3節 財政収支の現状及び推移
- 第4節 財政指標の現状及び推移

第3章 財政検証結果との比較

- 第1節 財政検証結果と比較することの意義と手法
- 第2節 財政収支等の実績と将来見通しとの比較
(人口要素、経済要素、被保険者数等、収入、支出、積立金)
- 第3節 財政指標の実績と将来見通しとの比較
- 第4節 積立金の乖離の分析
- 第5節 厚生年金に係る財政状況の評価
- 第6節 公的年金に係る財政状況の評価

付属資料(公的年金制度の沿革、公的年金制度一覧など)

令和6(2024)年度分に係る 報告聴取経過

- 第108回年金数理部会
(令和8(2026)年2月2日開催)
 - ・厚生年金保険(第1号)
 - ・国民年金・基礎年金制度
- 第109回年金数理部会
(令和8(2026)年2月6日開催)
 - ・国家公務員共済組合
 - ・地方公務員共済組合
 - ・私立学校教職員共済制度

※ この概要には、報告の第2章、第3章からの抜粋を掲載している。また、冒頭に、報告を読む際の基本的な情報としてa～dを掲載している。

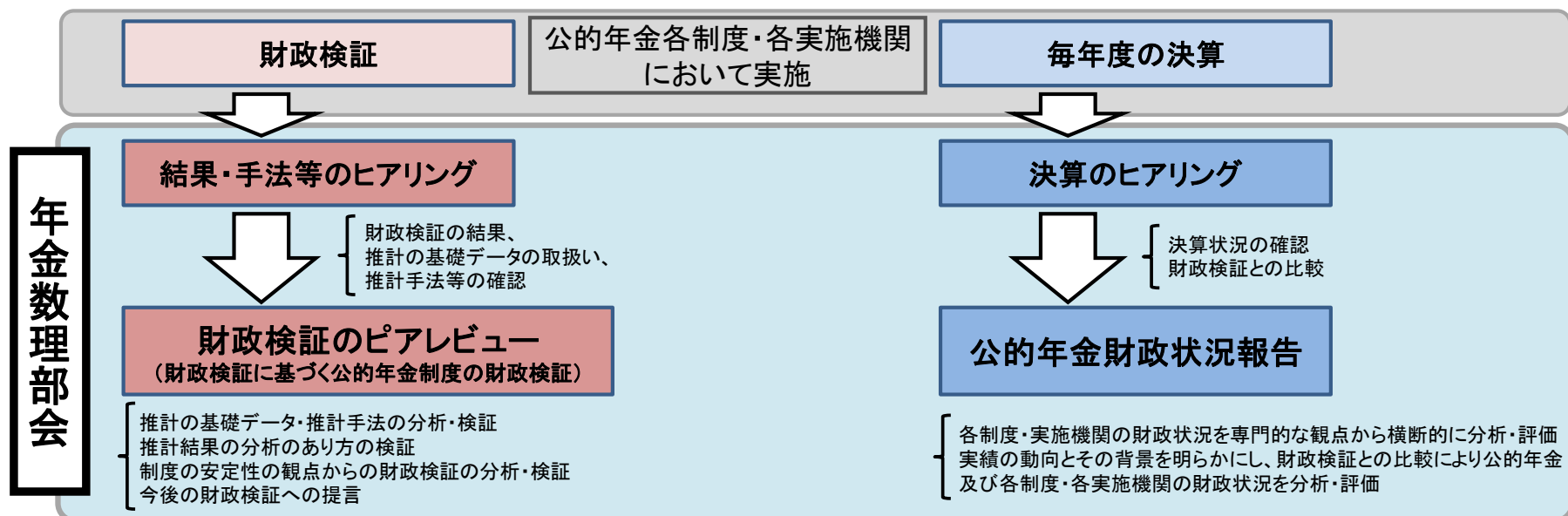
a. 社会保障審議会年金数理部会について

社会保障審議会年金数理部会

- ・ 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定(平成13(2001)年)の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」などを審議内容とする部会として社会保障審議会に設置。
- ・ 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された後も、制度の安定性の確保の観点から財政検証結果及び各年度の決算の報告を求め審議。

閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」(平成13(2001)年)

社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。



b. 社会保障審議会年金数理部会の役割

公的年金各制度（・実施機関）

少なくとも5年ごとに年金財政の健全性を検証

- ・ 将来見通しの作成
- ・ 給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）の開始・終了年度の見通しの作成

K年
財政検証

K+5年
財政検証

K年度
決算

K+1年度
決算

K+2年度
決算

K+3年度
決算

K+4年度
決算

毎年度の財政状況の分析、評価
（公的年金財政状況報告）

- ・ 実績や決算状況等の確認、分析、評価
- ・ 実績と将来見通しとの比較、分析、評価

財政検証の
ピアレビュー

- ・ 結果、手法の検証

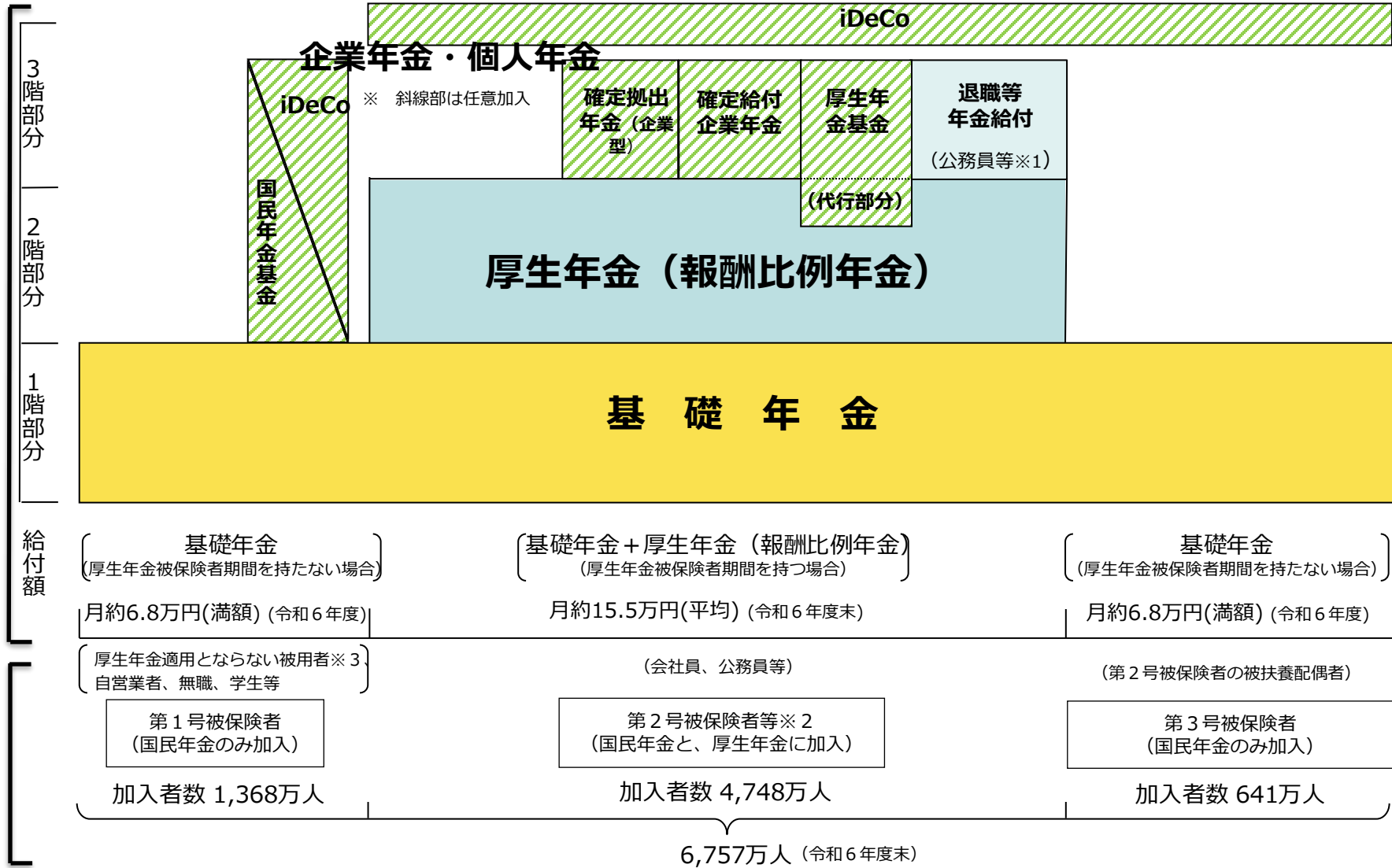
提言

年金数理部会

c.年金制度の体系

年金給付

被保険者



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

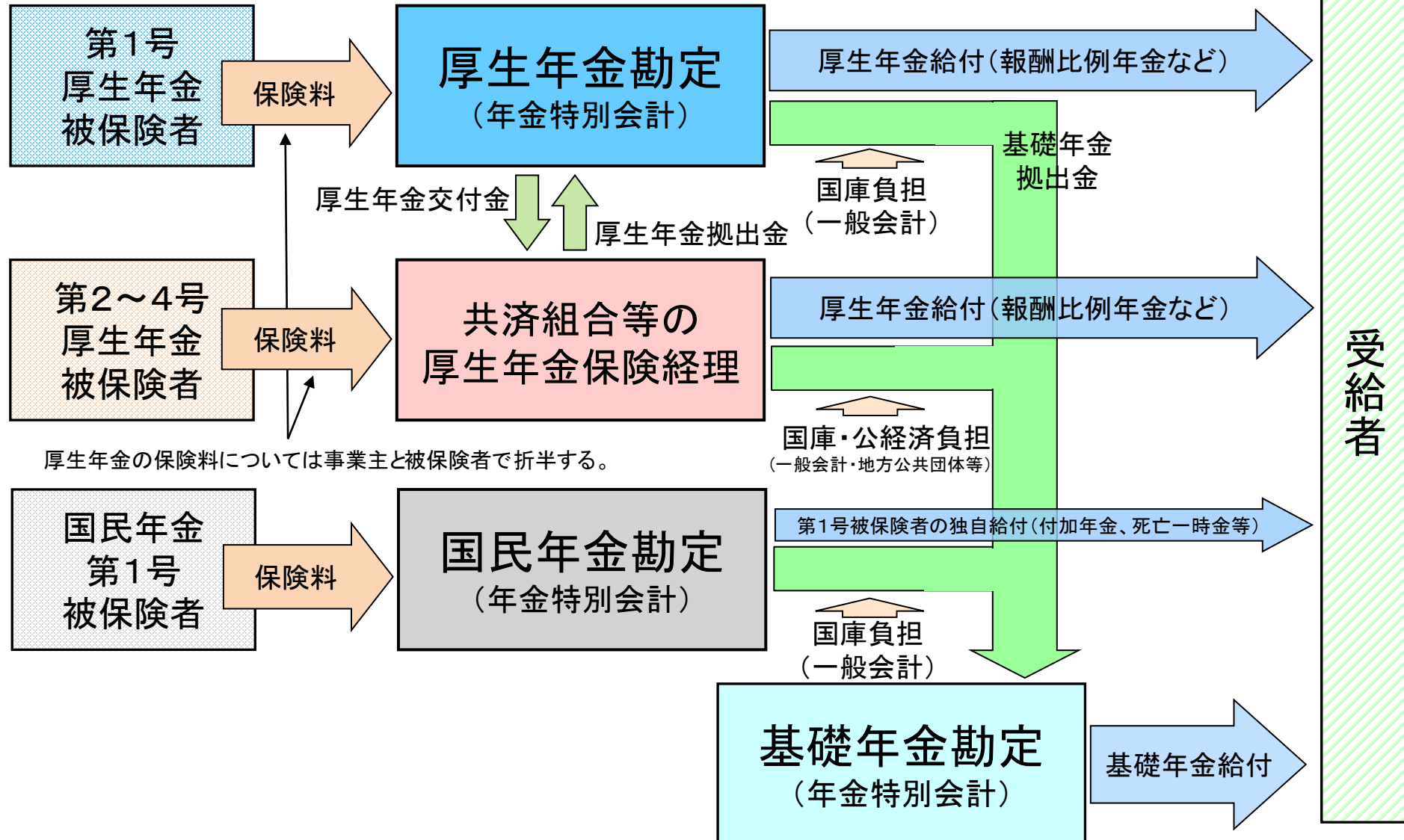
※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※3 第3号被保険者とならない者に限る。

d. 公的年金の資金の流れ

※ より詳しい資金の流れは、報告書
第1章 図表1-2-2(5ページ)参照

被保険者は被保険者の区分に応じて、国民年金勘定、厚生年金勘定または共済組合等の厚生年金保険経理に保険料を支払い、基礎年金は基礎年金勘定から、それ以外の給付は保険料を支払った勘定（経理）から支払われる。



厚生年金の保険料については事業主と被保険者で折半する。

※ 経過的措置等の終了した後の姿である。

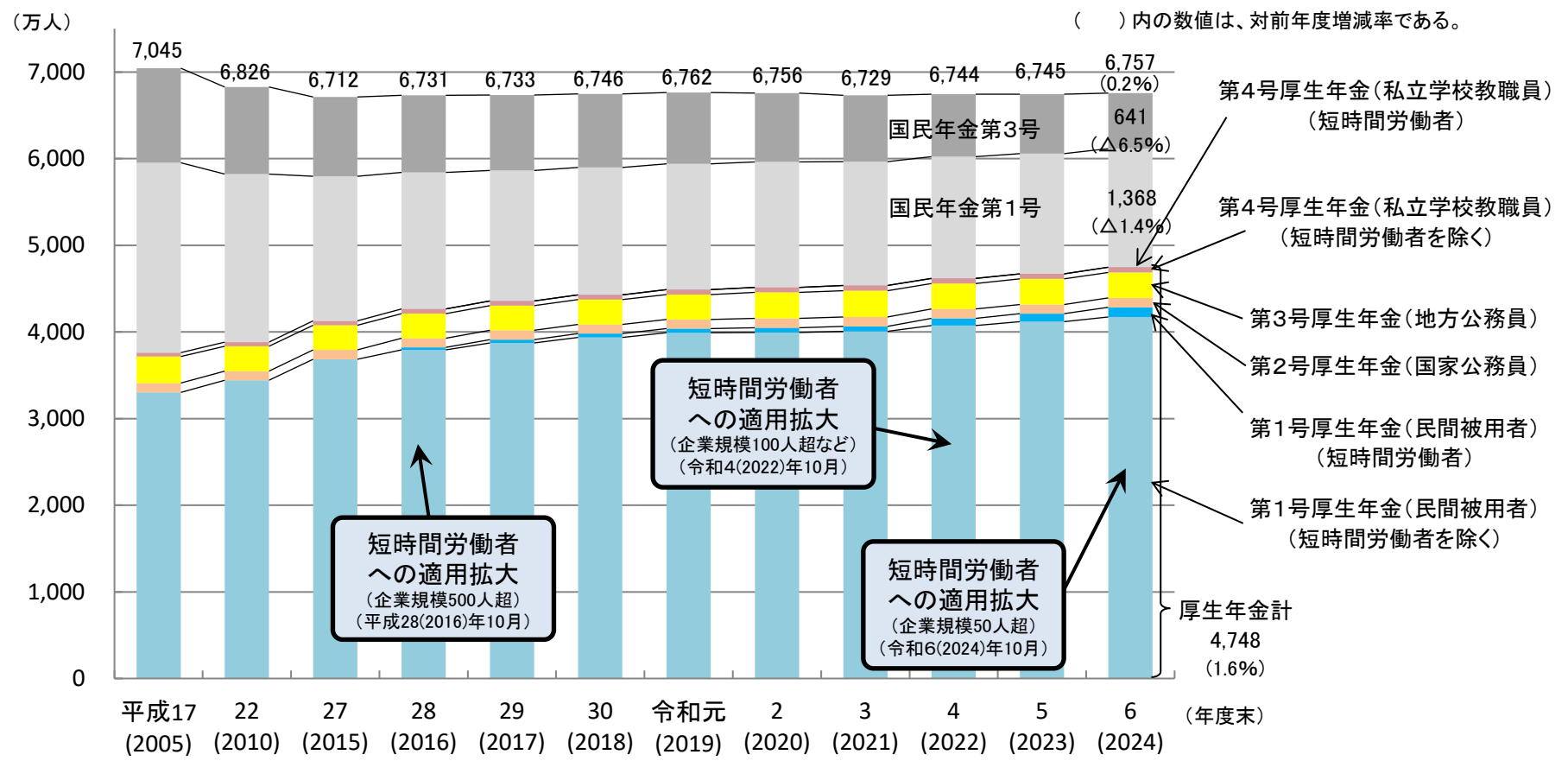
被保険者の現状及び推移

(第2章第1節より抜粋)

1. 公的年金の被保険者数の推移
2. 被保険者の年齢分布
3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)
4. 被保険者の年齢分布の変化(短時間労働者)
5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)
6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)
7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布
8. 短時間労働者の適用拡大の状況
9. 短時間労働者の年齢分布の変化
10. 短時間労働者の標準報酬月額別分布の変化

1. 公的年金の被保険者数の推移

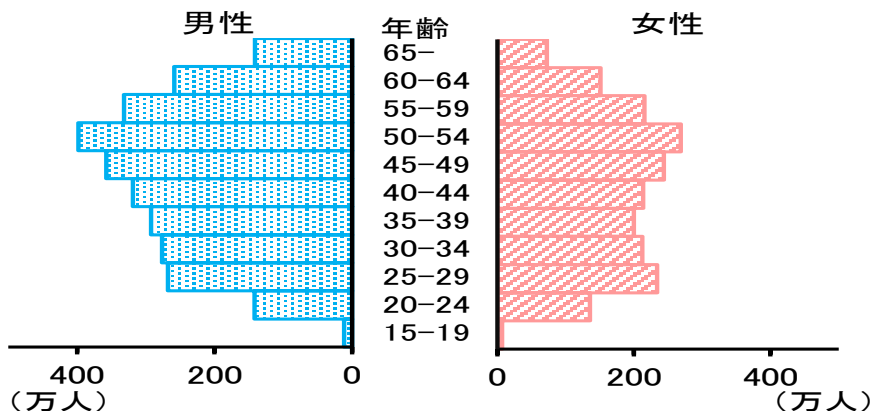
- 令和6(2024)年度末の公的年金制度全体の被保険者数は前年度末から0.2%増加。国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の被保険者数が減少したものの、厚生年金の被保険者数が増加。
- 厚生年金の被保険者数の対前年度増減率は1.6%であり、このうち短時間労働者を除いた被保険者数の対前年度増減率は1.2%、短時間労働者の被保険者数の対前年度増減率は21.2%。



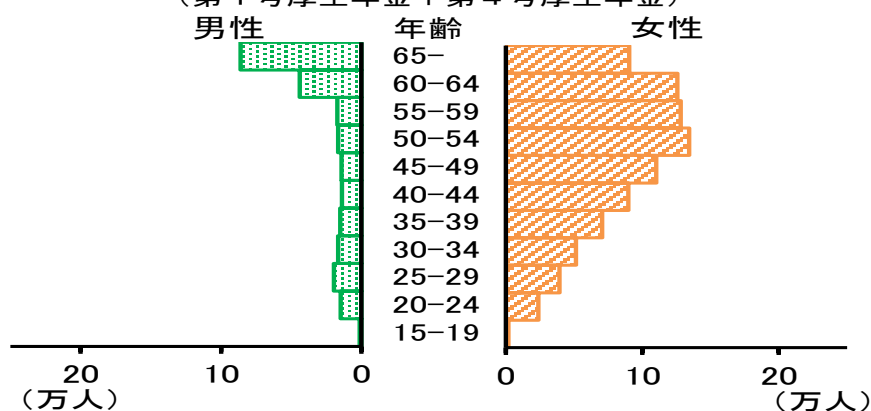
2. 被保険者の年齢分布

- 令和6(2024)年度末の被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計では男女ともに50~54歳、国民年金第1号被保険者では男女ともに20~24歳、国民年金第3号被保険者では男性は55~59歳、女性は50~54歳の年齢階級の割合が最も大きい。
- 厚生年金被保険者のうち短時間労働者(厚生年金に占める割合は2.4%)では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は45~64歳の被保険者が多い。

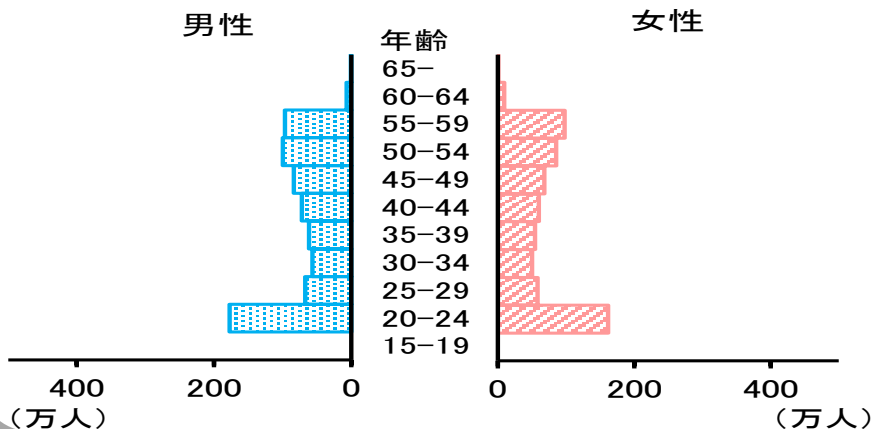
厚生年金計



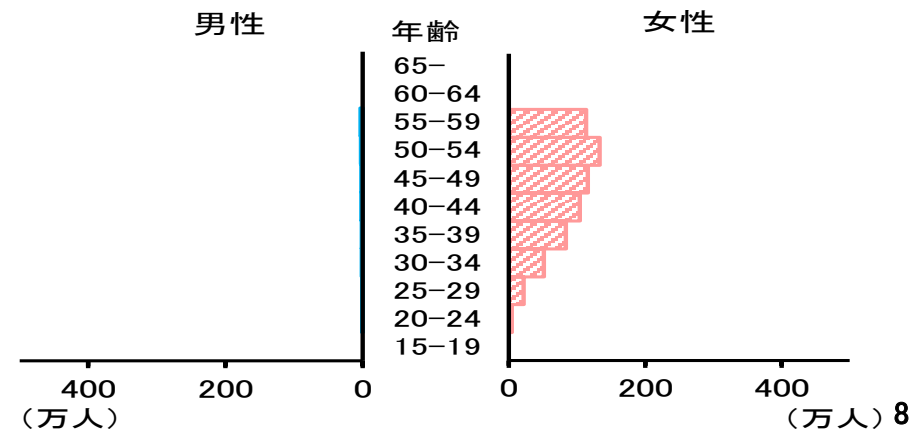
厚生年金被保険者のうち短時間労働者
(第1号厚生年金+第4号厚生年金)



国民年金第1号被保険者

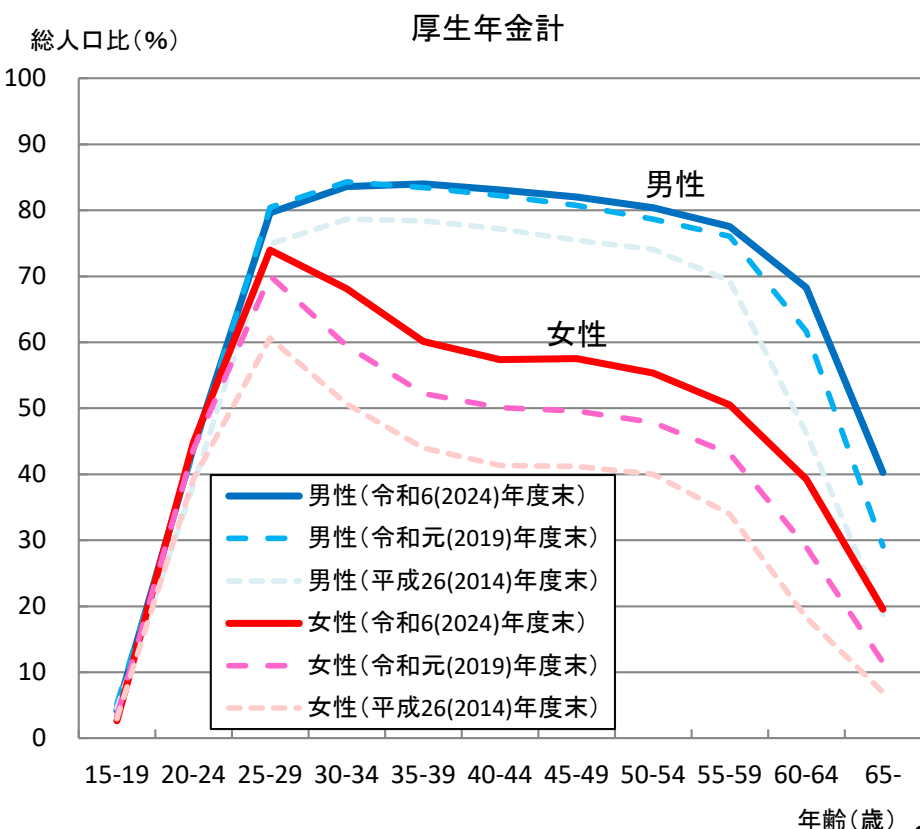
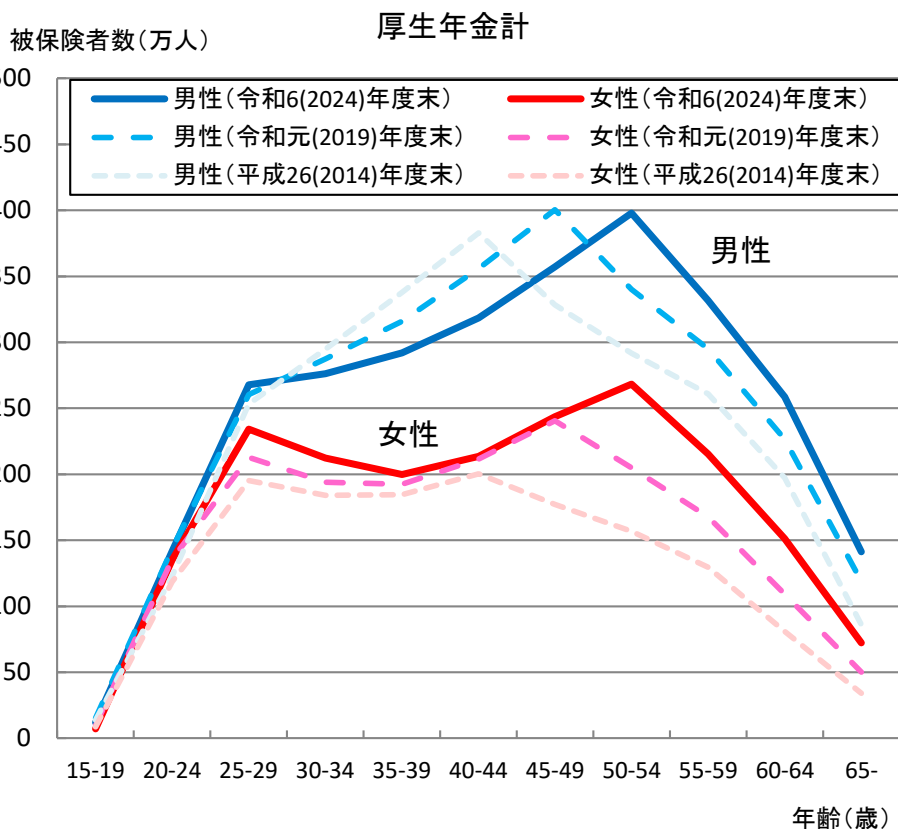


国民年金第3号被保険者



3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)

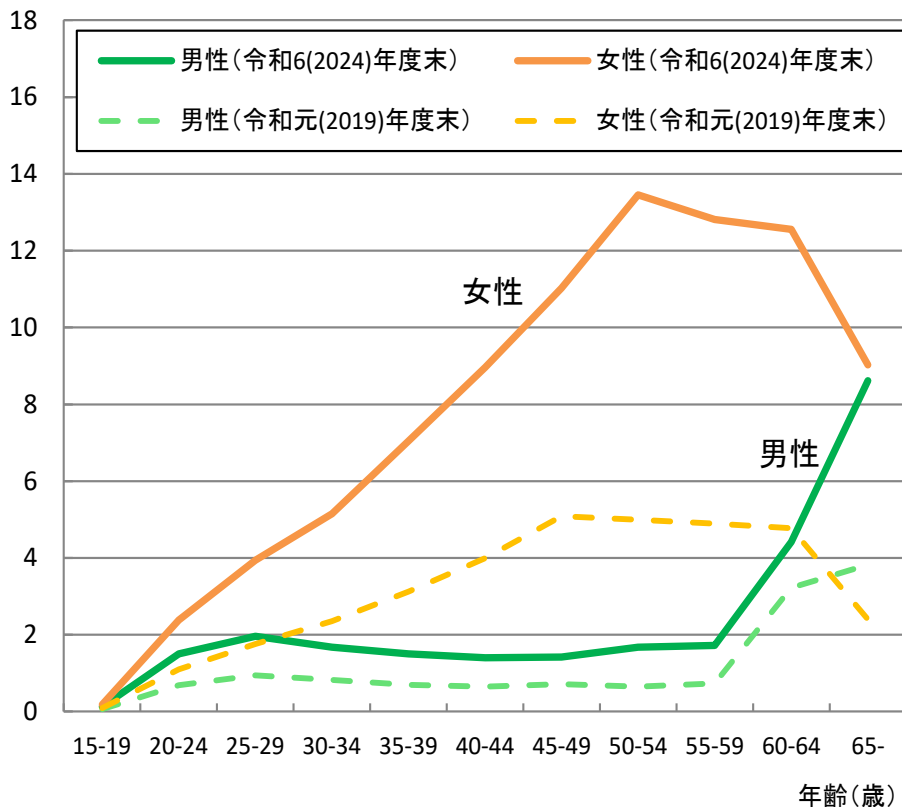
- 厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が10年前は40～44歳、5年前は45～49歳、令和6(2024)年度末では50～54歳にシフト(団塊ジュニア世代)。厚生年金計の女性では、5年前と比べて15～24歳を除き被保険者数が増加。
- 被保険者数を人口比で見ると、5年前と比べ、若年層(男性の15～19歳及び25～34歳、女性の15～19歳)を除き上昇。65～69歳ではこの5年で、男性が29.1%から40.2%に、女性が11.5%から19.6%になっており、65歳以上の雇用が進展。



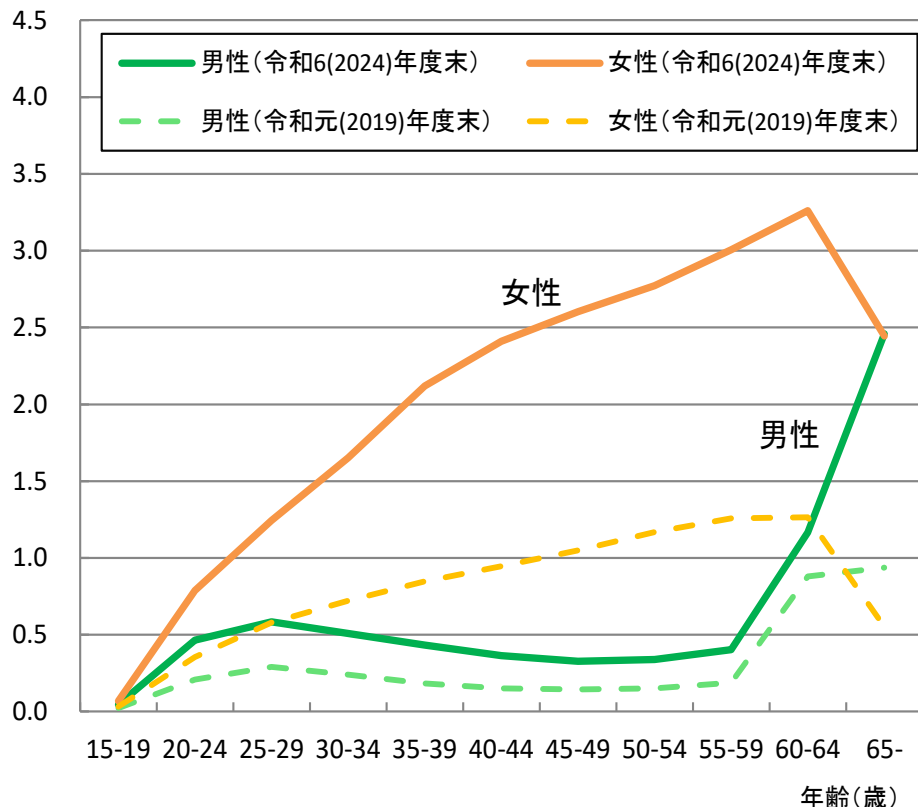
4. 被保険者の年齢分布の変化(短時間労働者)

- 厚生年金計のうち短時間労働者(厚生年金に占める割合は2.4%)については、5年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で被保険者数が増加。
- 被保険者数を総人口比で見ると、5年前に比べ、男女とも全ての年齢階級で上昇。

被保険者数(万人) 厚生年金計のうち短時間労働者

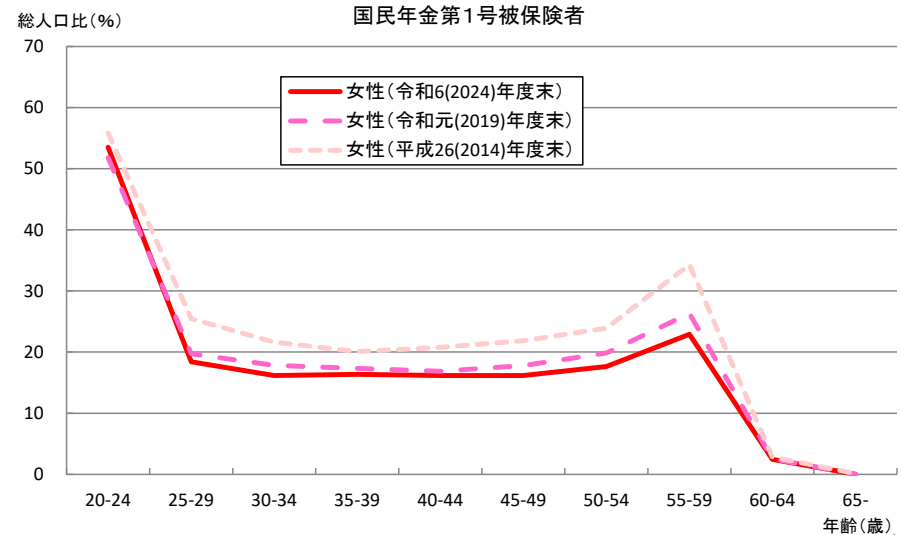
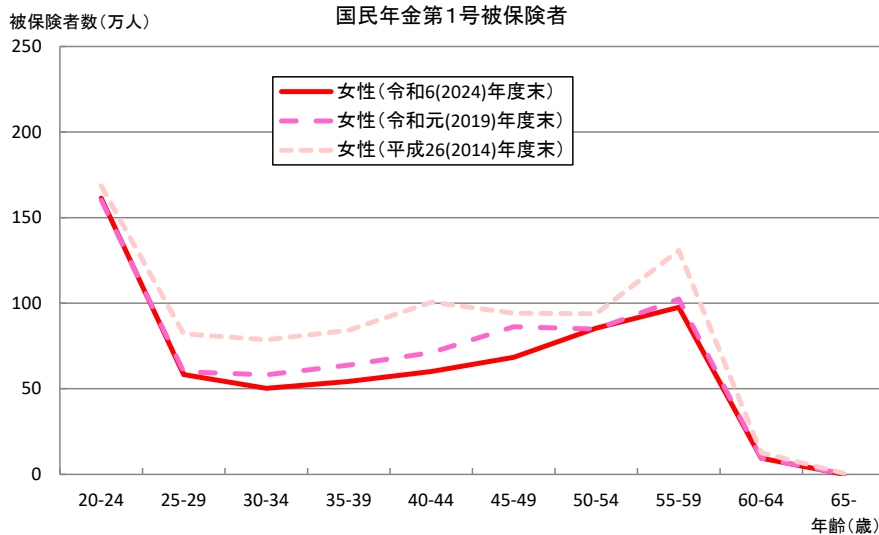
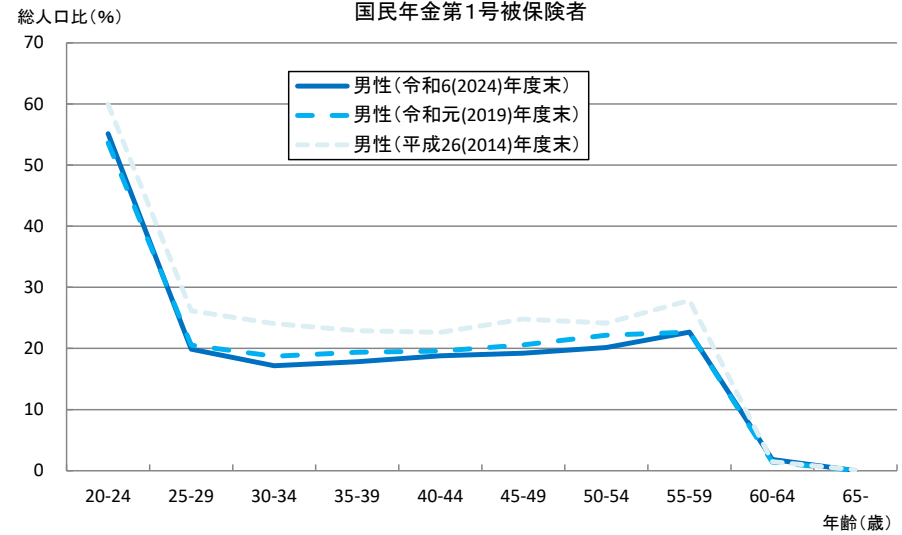
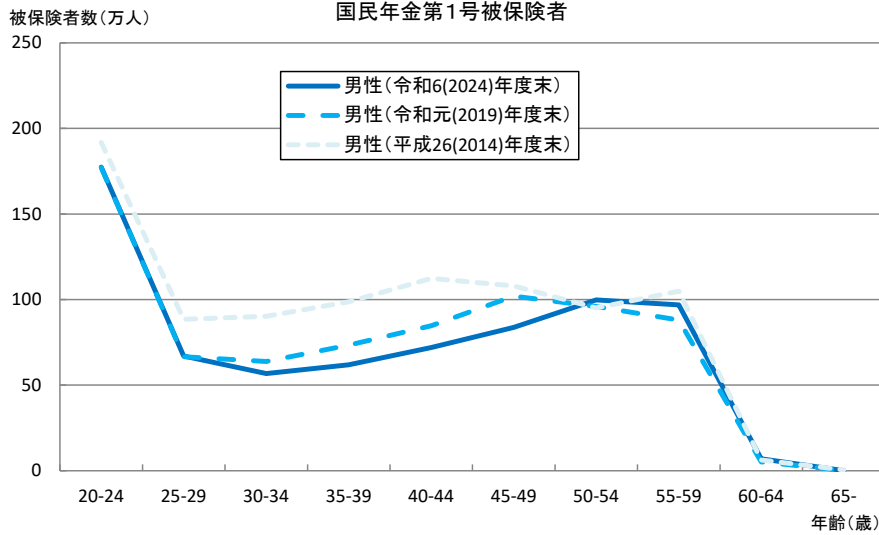


総人口比(%) 厚生年金計のうち短時間労働者



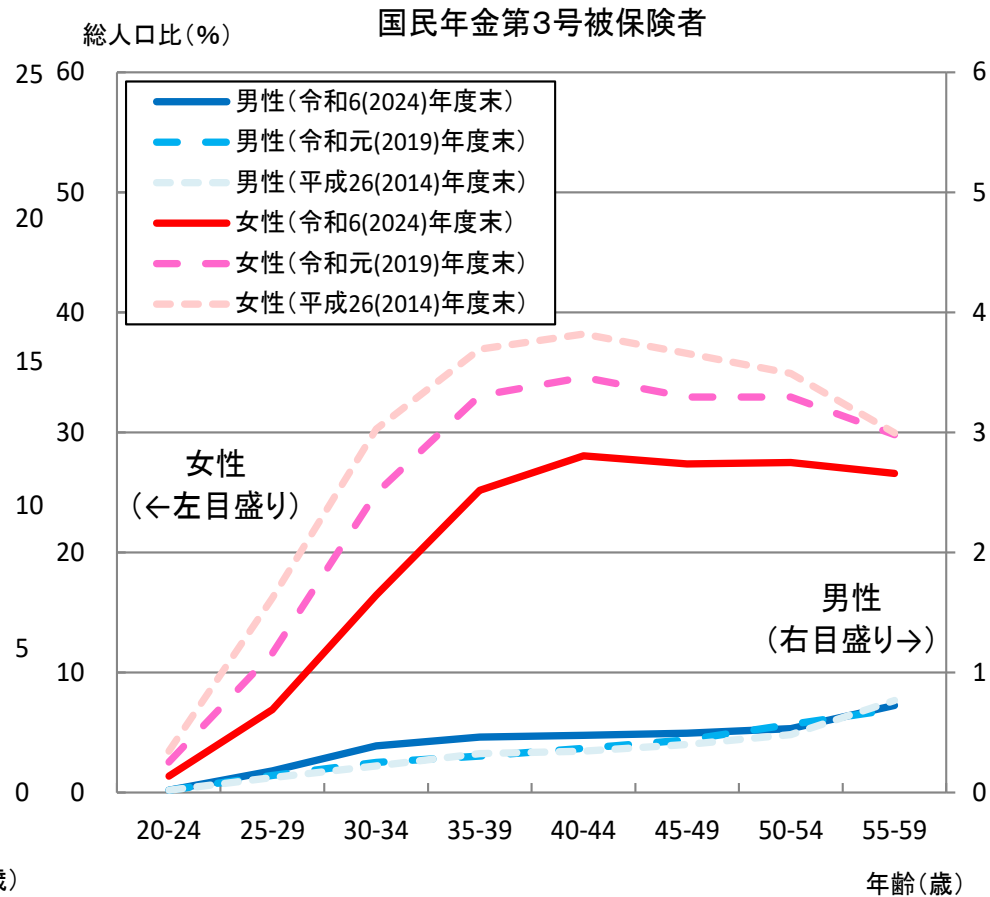
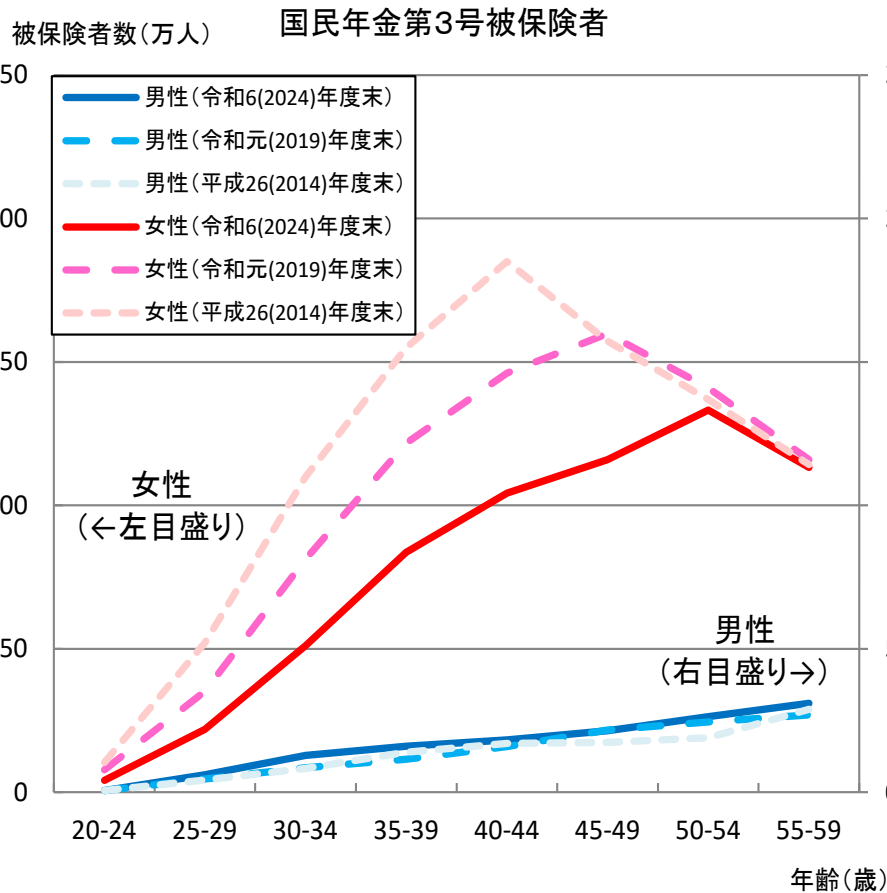
5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)

- 国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少。
- 被保険者数を人口比で見ると、5年前と比べ、男性の20～24歳及び60～64歳、女性の20～24歳を除き低下。



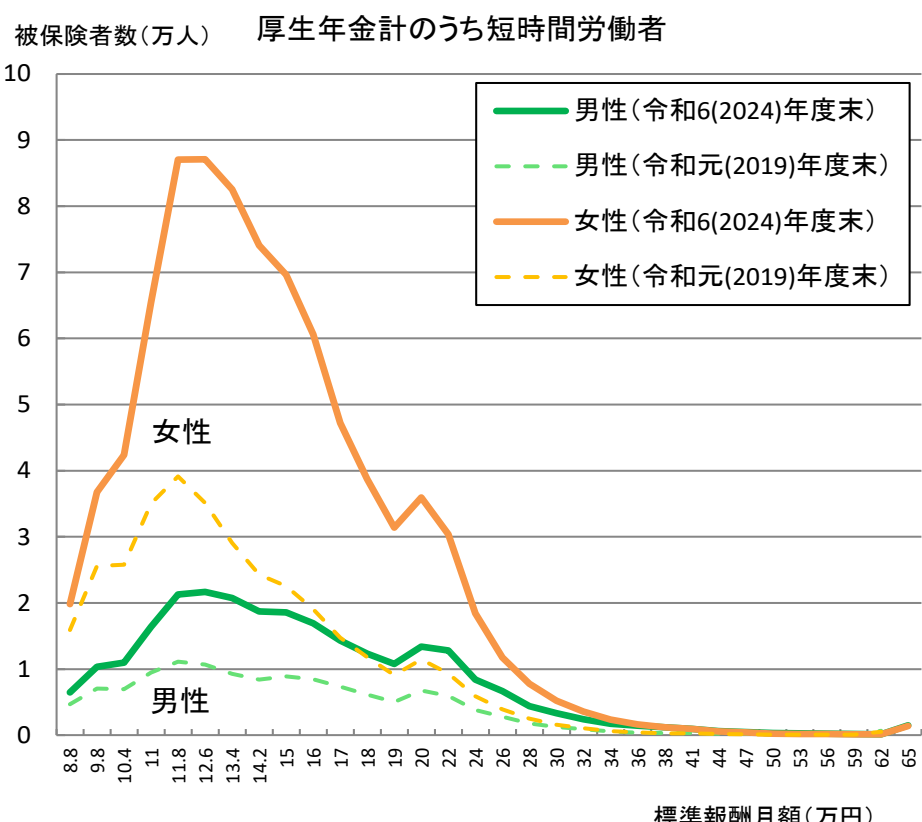
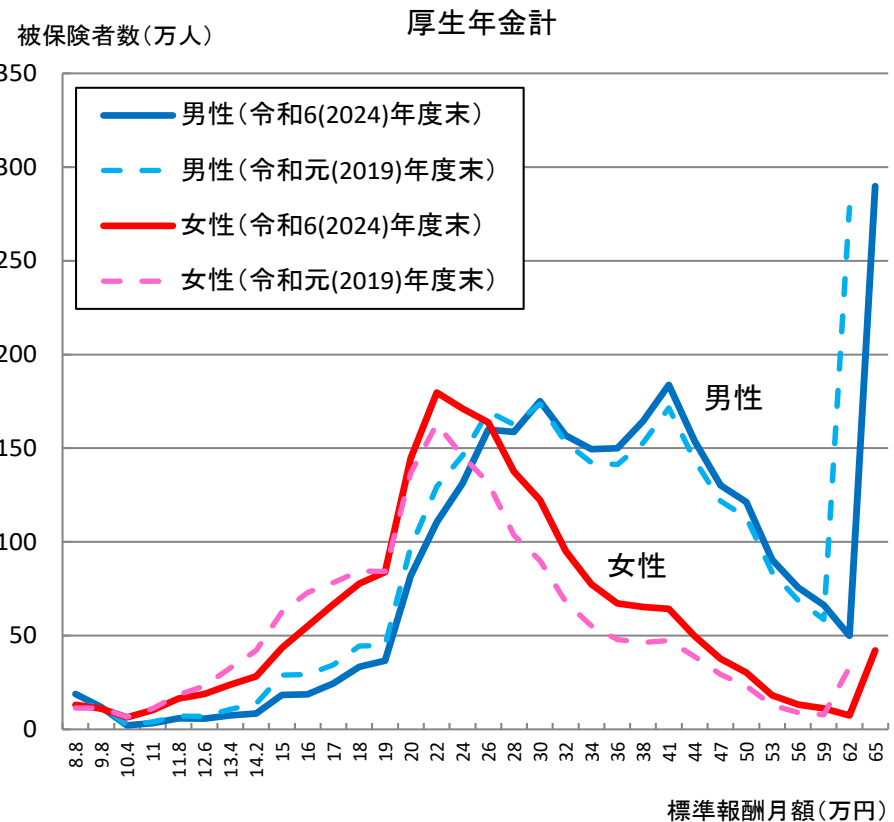
6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)

- 国民年金第3号被保険者の女性では、49歳以下の被保険者数の減少が著しい。
- 被保険者数を人口比で見ると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下。



7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

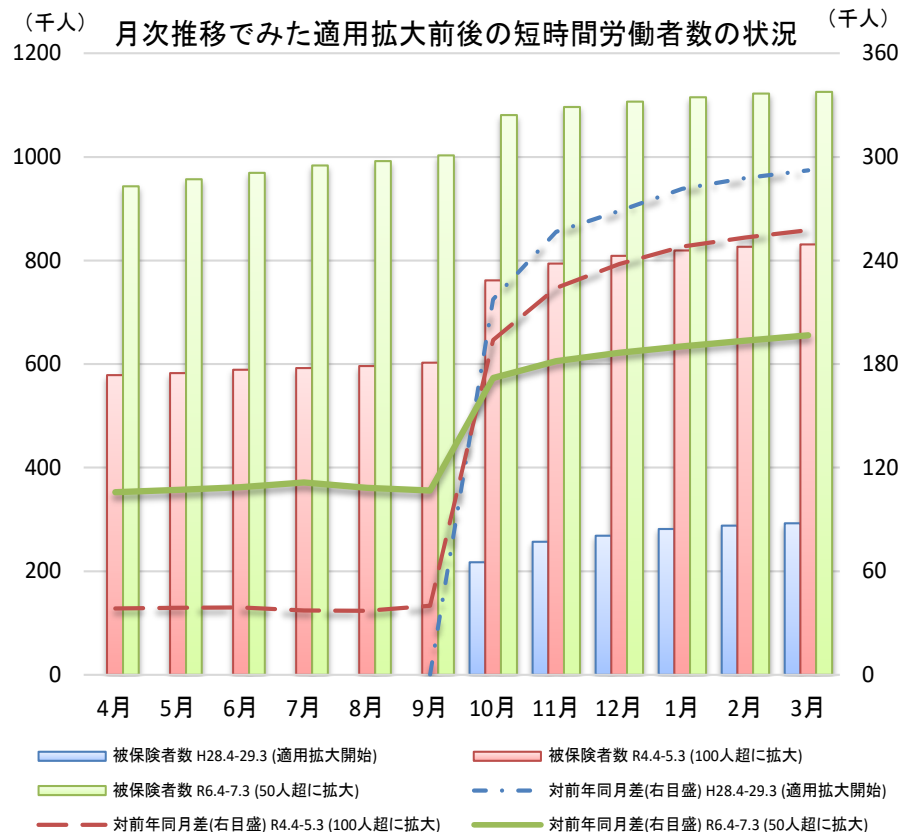
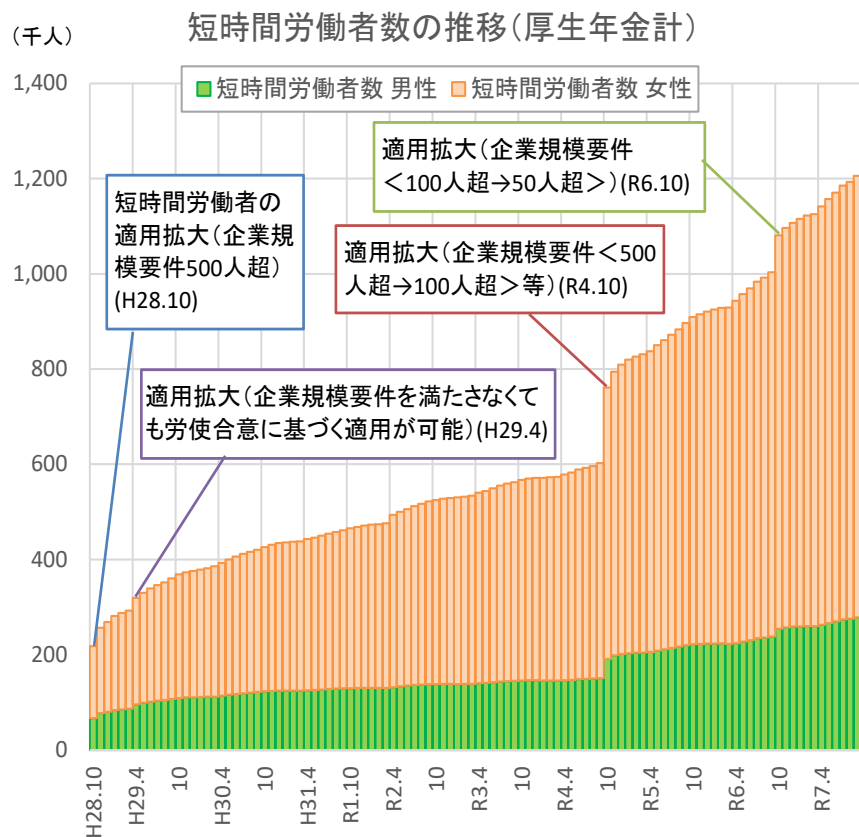
- 厚生年金計の男性は、65万円の被保険者が最も多くなっており、他には、30万円と41万円にピークがある分布。厚生年金計の女性は、22万円にピークがある分布。
5年前の分布と比較すると、男性では、9.8～28万円を除き被保険者数が増加。女性では、9.8～19万円を除き増加。
- 厚生年金計のうち短時間労働者は、男性、女性ともに12.6万円にピークがある分布。
5年前の分布と比較すると、令和4(2022)年10月及び令和6(2024)年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で増加。



注. 令和2(2020)年9月に標準報酬月額の上限が改定され、従前の標準報酬月額の上限等級(62万円)の上に一等級追加されている(65万円)。

8. 短時間労働者の適用拡大の状況

- 厚生年金に適用される短時間労働者数を月次でみたとき、男女ともに概ね増加し続けているが、女性の伸びが男性よりも高い傾向。また、短時間労働者数は、新たに適用拡大が実施された月の前後で大きく増加。
- 適用拡大前後6月の月次推移をみると、いずれの適用拡大においても、適用拡大を実施した10月末で短時間労働者数が大きく増加。対前年同月差でも、10月末で大きく増加しているが、増加幅は平成28(2016)年10月末が最も大きく、令和6(2024)年10月末が最も小さい。



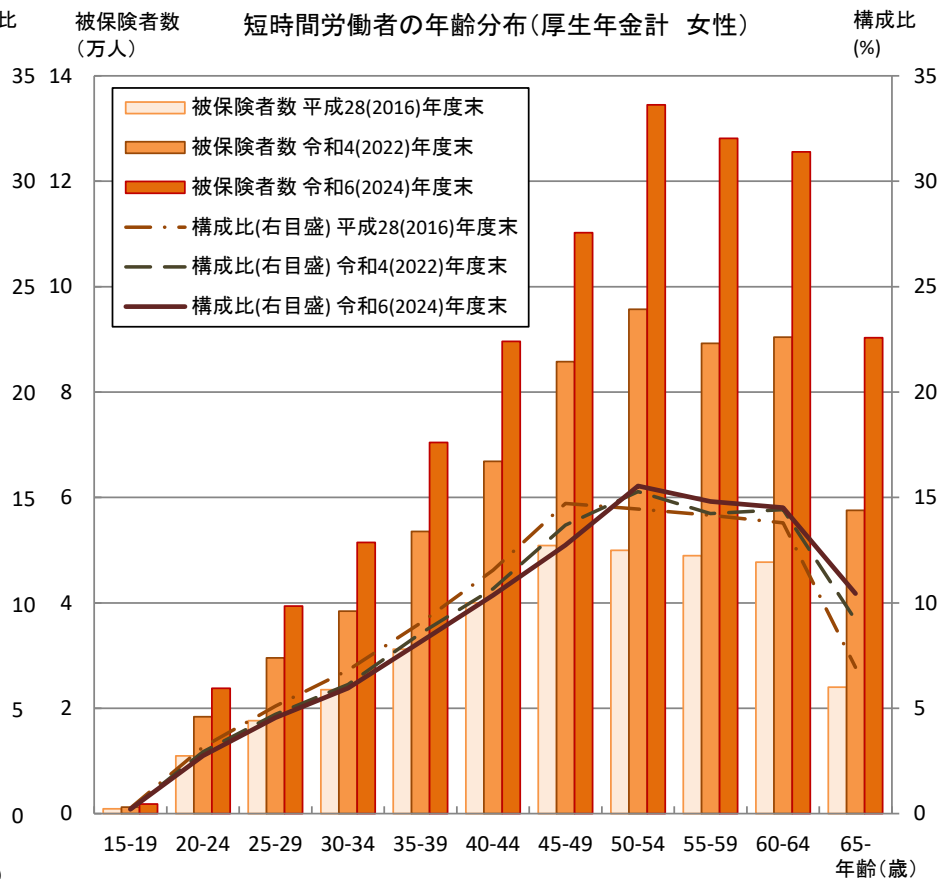
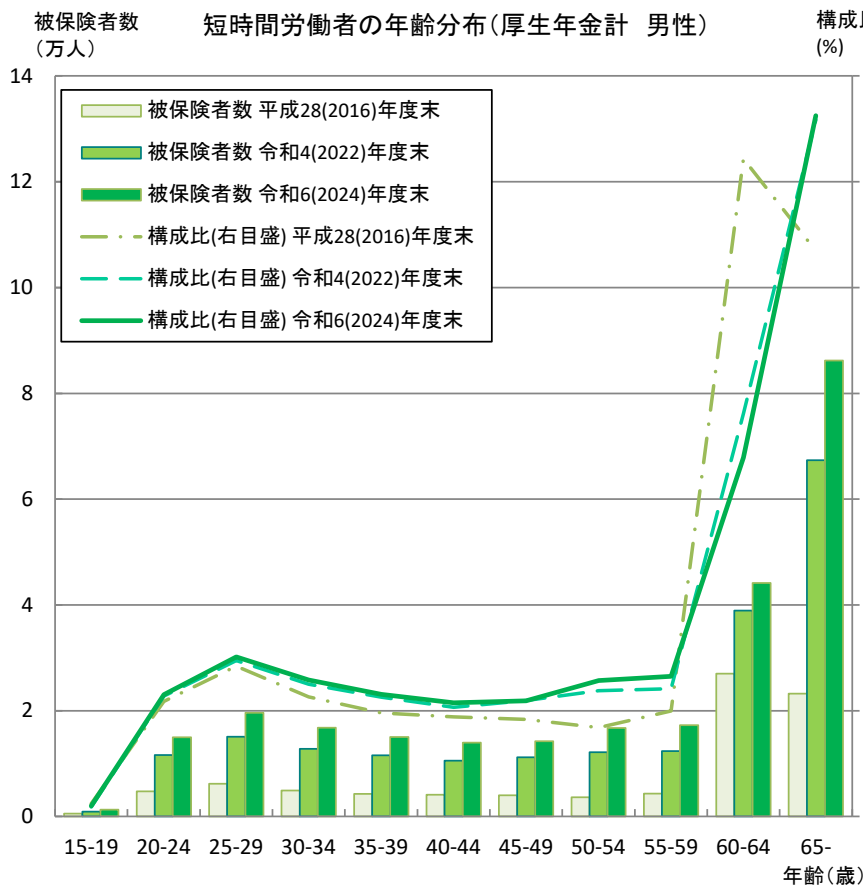
9. 短時間労働者の年齢分布の変化

○ これまでの短時間労働者の年齢分布の変化をみるために、平成28(2016)年度末、令和4(2022)年度末、令和6(2024)年度末における短時間労働者の男女別の年齢分布を比較*。

*各時点間の変化は、適用拡大だけでなく他の就労状況の変化の影響も含まれていることについて留意が必要。

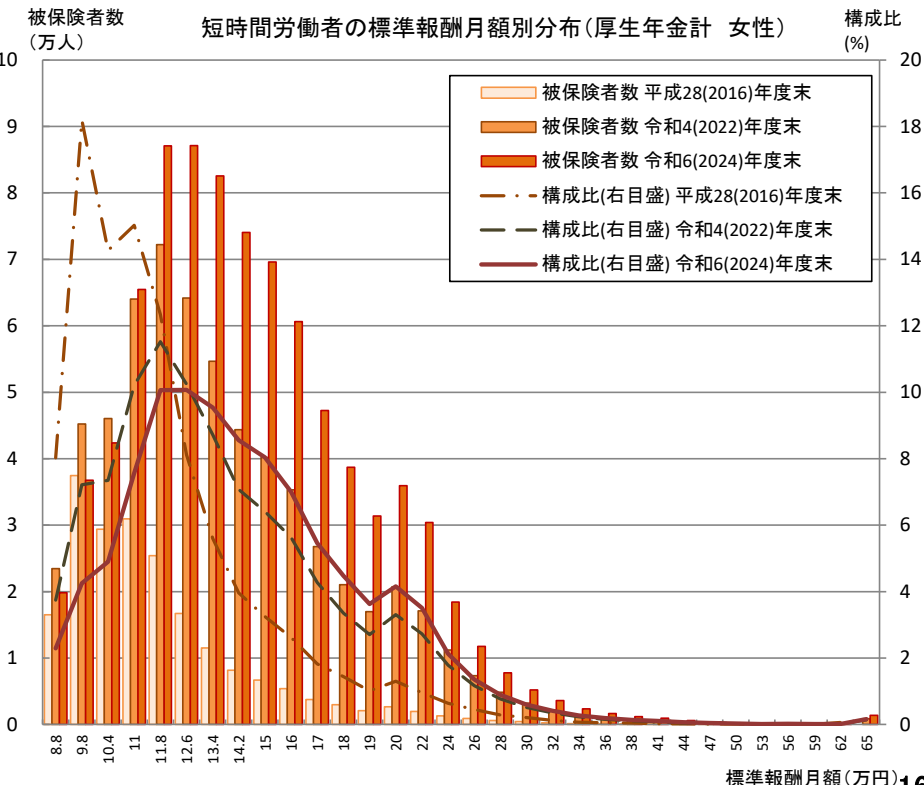
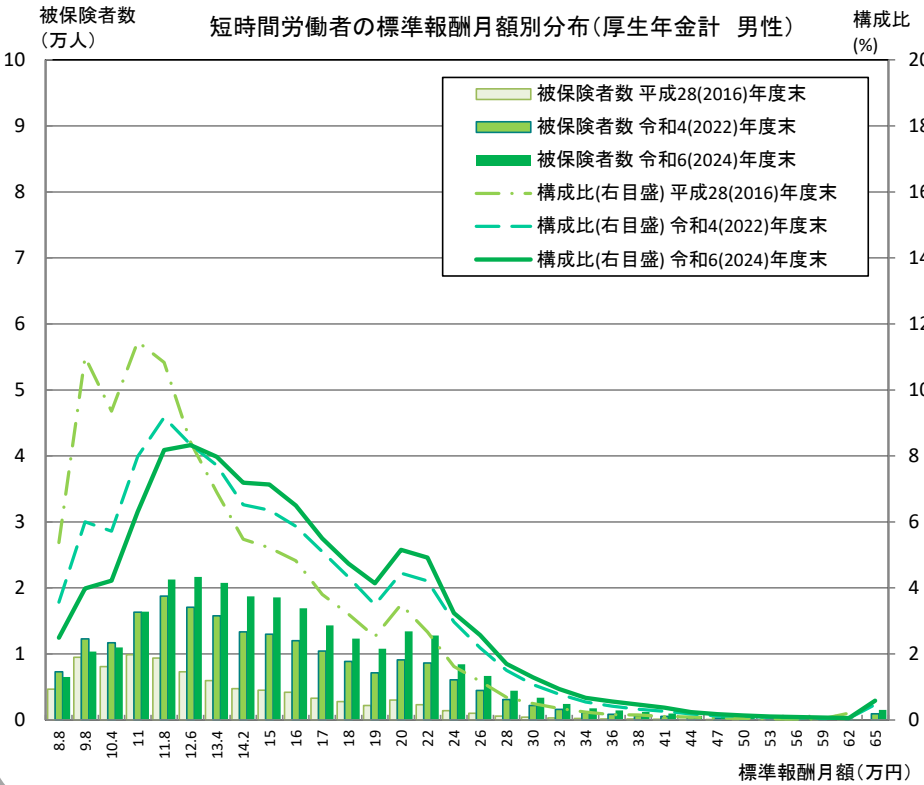
○ 令和6(2024)年度末の短時間労働者は、平成28(2016)年度末や令和4(2022)年度末と比べ、男女とも、全ての年齢階級で増加。

○ 構成比で見ると、年齢分布は、男女ともピークが年齢の高い方にシフト。



10. 短時間労働者の標準報酬月額別分布の変化

- 短時間労働者の標準報酬月額別分布の変化をみるために、平成28(2016)年度末、令和4(2022)年度末、令和6(2024)年度末における短時間労働者の男女別の標準報酬月額別分布を比較※。
※各時点間の変化は、適用拡大だけでなく他の就労状況の変化の影響も含まれていることについて留意が必要。
- 令和6(2024)年度末の短時間労働者は、平成28(2016)年度末と比べて、男女とも、62万円※を除く全ての等級で増加。令和4(2022)年度末と比べて、男女とも10.4万円以下を除く全ての等級で増加。
※令和2(2020)年9月に標準報酬等級65万円が新たに設けられたため、これまで最高等級であった62万円に属する被保険者数が減少したと考えられる。
- 構成比でみると、標準報酬月額別分布は、男女ともピークが等級の高い方にシフト。



受給権者の現状及び推移 (第2章第2節より抜粋)

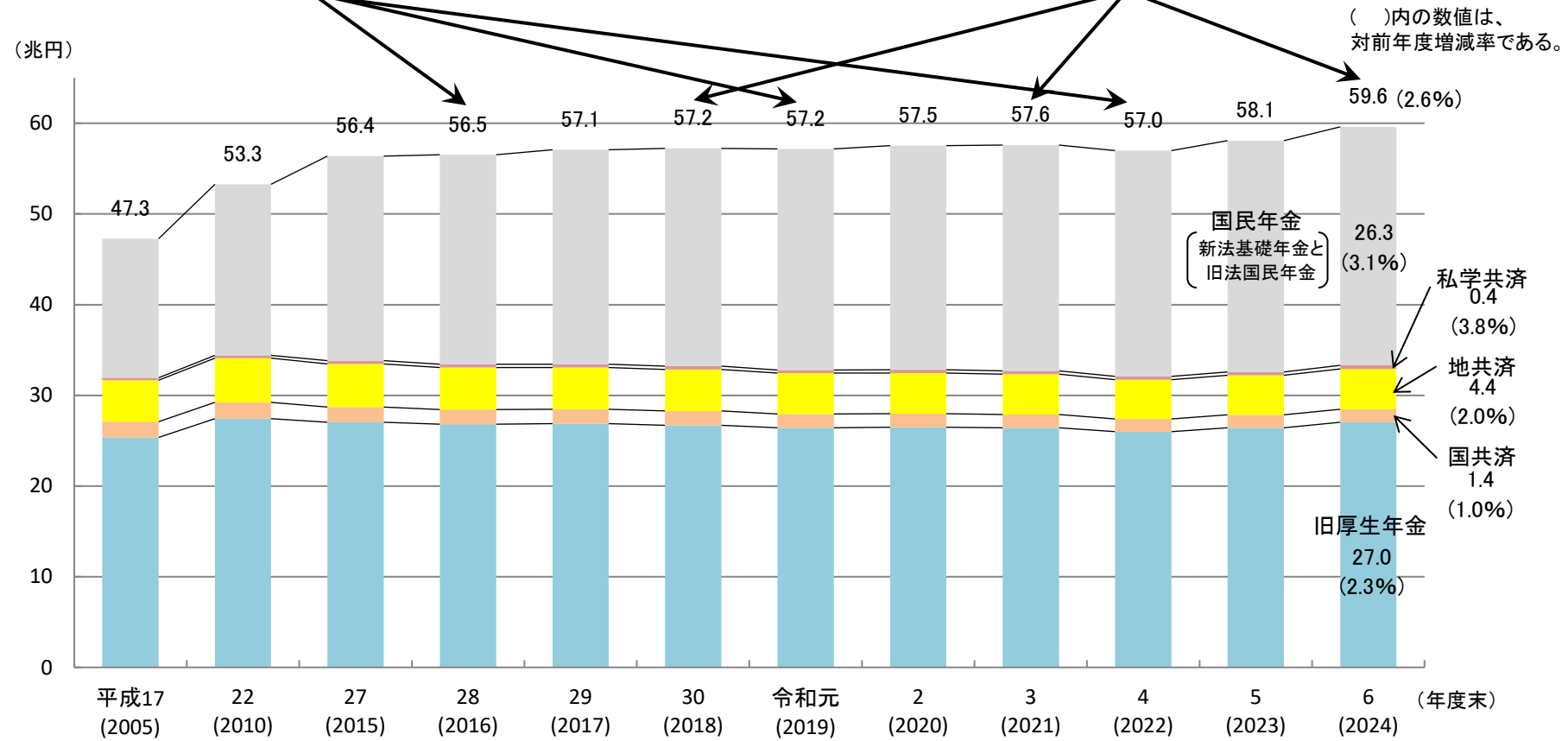
11. 受給権者の年金総額の推移
12. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布
13. 共済組合等の
職域加算部分を除いた 老齢・退年相当の平均年金月額(推計)
14. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額
15. 老齢相当の年金月額階級別受給権者数

11. 受給権者の年金総額の推移

令和6(2024)年度末の年金総額は、公的年金制度全体で59.6兆円(対前年度2.6%増)。年金額改定率がプラスだったこともあり※、前年度末に比べ、全ての制度で増加。
 ※令和6(2024)年度は、新規裁定年金(67歳以下)、既裁定年金(68歳以上)ともに2.7%。

男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢は、平成28(2016)年度に62歳、令和元(2019)年度に63歳、令和4(2022)年度に64歳に引上げ

旧厚生年金の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢は、平成30(2018)年度に61歳に、令和3(2021)年度に62歳に、令和6(2024)年度に63歳に引上げ(平成30(2018)年度には、あわせて特別支給の定額部分がなくなった)



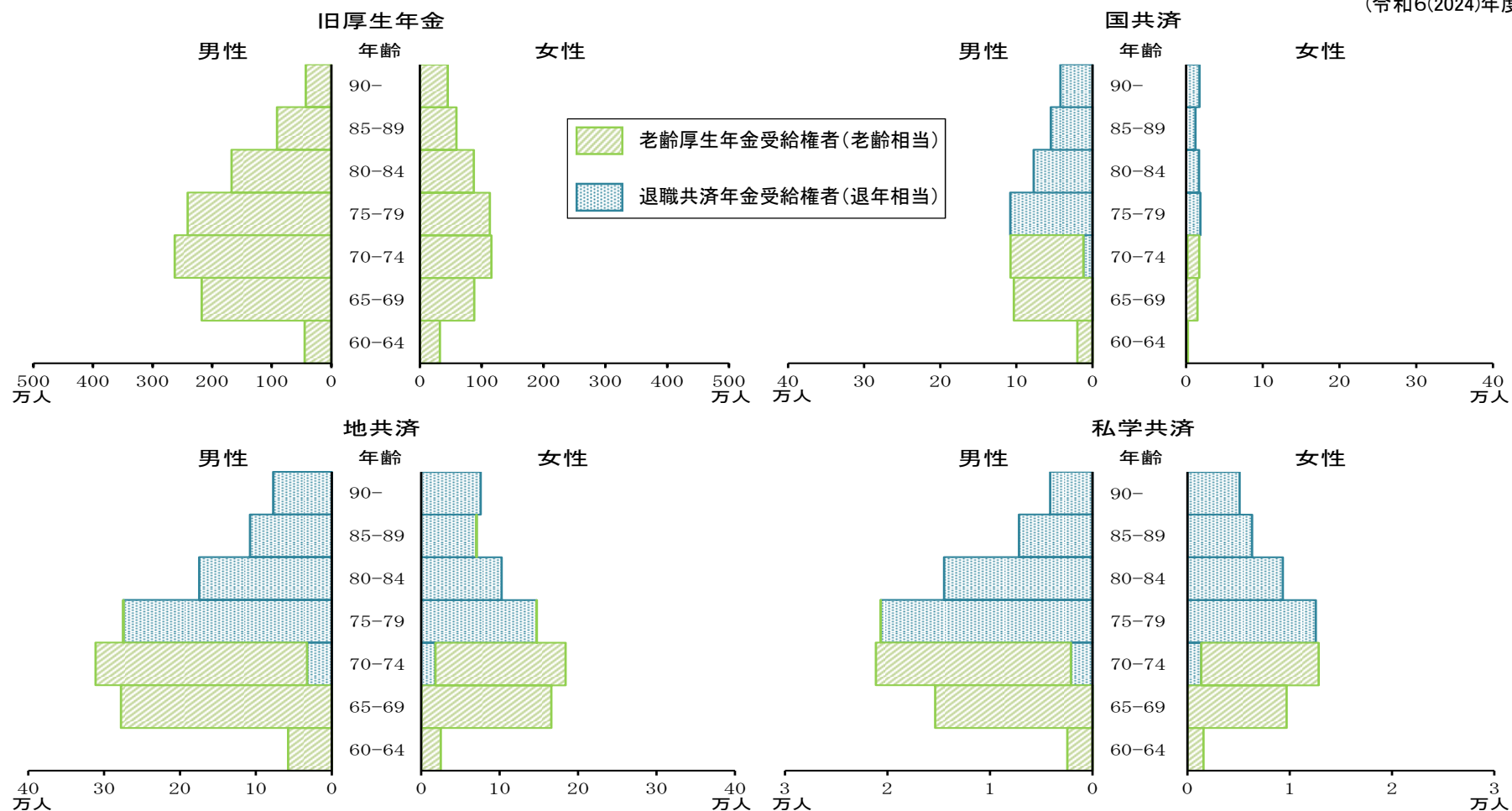
注1 厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金について「旧厚生年金」としている(12(19頁)～15(22頁)についても同様)。
 注2 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。 18

12. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

- 令和6(2024)年度末の老齢・退年相当の受給権者の年齢分布をみると、国共済では75～79歳の、それ以外では70～74歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。
- 国共済の女性では、受給権者が少ないことと、65歳以上の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴。

※ 老齢・退年相当とは、老齢(退職)年金の受給権者のうち、当該制度の被保険者期間を原則25年以上有するものをいう。

(令和6(2024)年度末)



13. 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金月額(推計)

共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれていることから、これを除いた厚生年金相当部分の年金額を推計している。

厚生年金計での平均年金月額は15.5万円、男女別では男性17.3万円、女性12.0万円となっている。

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金月額 (令和6(2024)年度末) (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	150,289	180,378	184,218	184,339	155,208
男性	169,967	183,697	190,371	200,098	172,815
女性	111,413	163,291	173,988	160,894	120,293
男性を100とした女性の水準	65.5	88.9	91.4	80.4	69.6

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

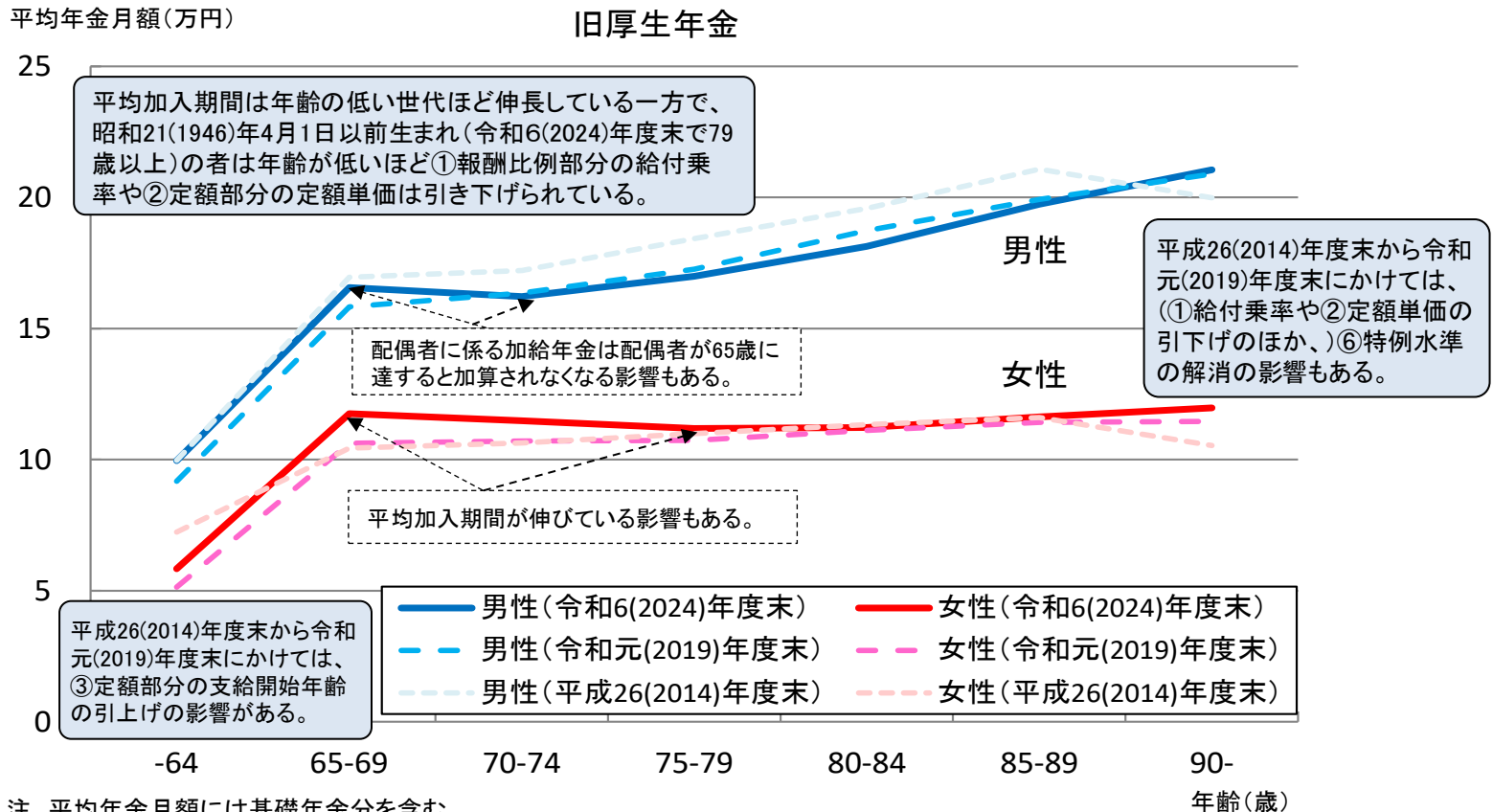
男性では、平均加入期間は旧厚生年金の方が国共済及び私学共済より長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いと考えられること、共済組合等における受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことから、平均年金月額に差が生じていると考えられる。

女性では、年金額の算定基礎となる標準報酬額に差があると考えられること、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いこと、国共済及び私学共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっていることから、平均年金月額に差が生じていると考えられる。

14. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

- 旧厚生年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長する中で、令和4(2022)年度までは減少傾向にあったが、その要因として、①報酬比例部分の給付乗率の引下げ、②定額部分の定額単価の引下げ、③定額部分の支給開始年齢の引上げ、④加給年金の対象者の減少、⑤年金額改定率※、⑥特例水準の解消(年金額のマイナス改定)が考えられる。
- 令和5(2023)年度以降は上昇に転じているが、その要因は、上記(③、⑤、⑥は除く)の減少要因はあるものの、年金額改定率の引上げがそれまでと比べて大きかったことによる。

※ 平成26(2014)年度以降では⑥以外に平成29(2017)年度、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度がマイナス改定



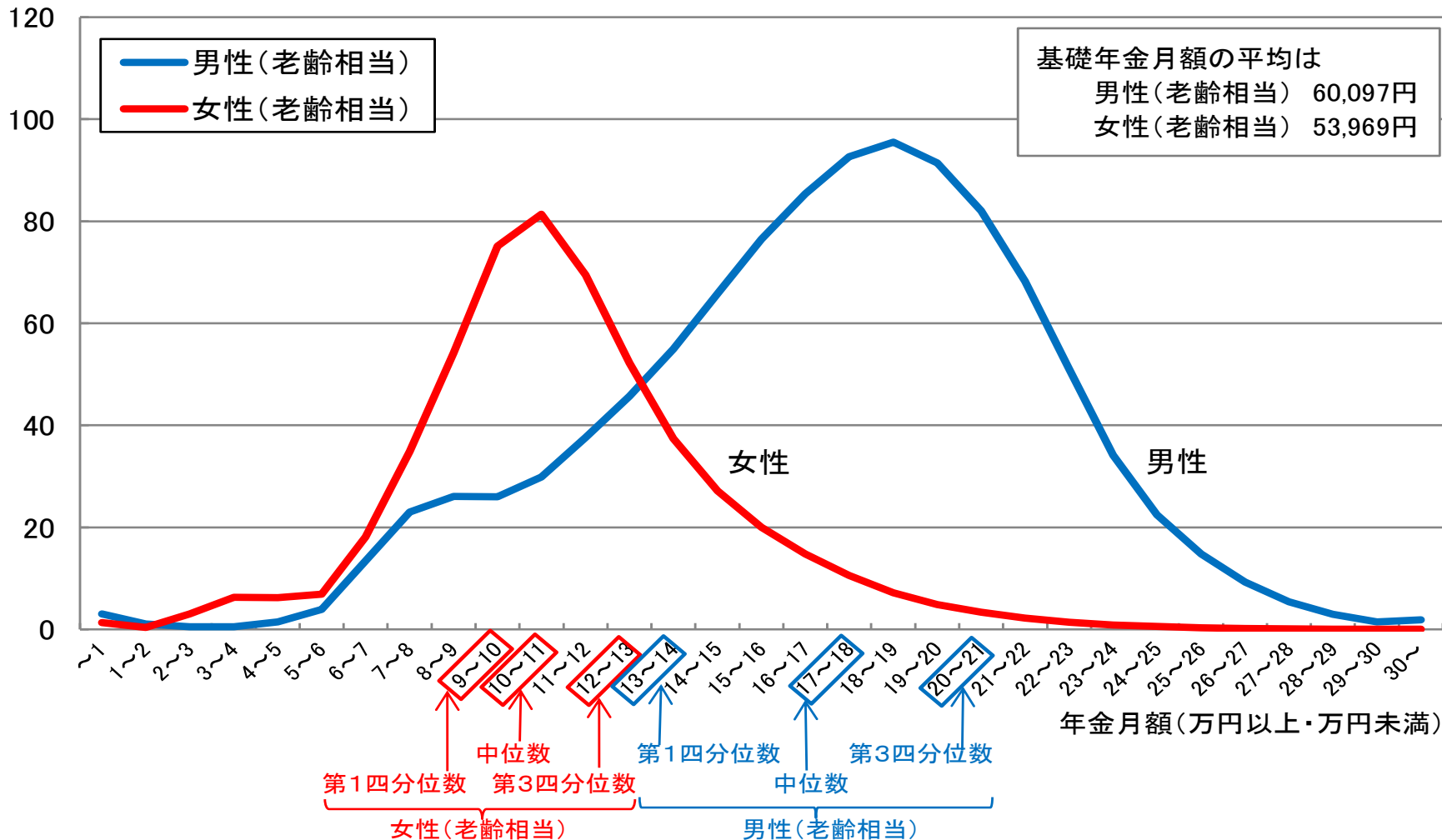
15. 老齡相当の年金月額階級別受給権者数

基礎年金を含む額で、男性は18~19万円に、女性は10~11万円にピークがある。

受給権者数(万人)

旧厚生年金(基礎年金を含む)

(令和6(2024)年度末)



財政収支の現状

(第2章第3節より抜粋)

16. 令和6(2024)年度の単年度収支状況

17. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析

16. 令和6(2024)年度の単年度収支状況

- 「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」に分けて分析している。
- 公的年金制度全体でみると、収入面では、保険料収入が43.1兆円、国庫・公経済負担が12.1兆円等であり、運用損益分を除いた単年度の収入総額は55.7兆円。支出面では、年金給付費が55.3兆円であり、支出総額は55.8兆円。この結果、運用損益分を除いた単年度収支残は0.1兆円のマイナス。
- 運用損益は、時価ベースで2.0兆円のプラス。
- これらの結果、公的年金制度全体の時価ベースの年度末積立金は前年度末に比べ2.0兆円増加し306.0兆円。

区 分		厚生年金 計	国民年金		公的年金 制度全体
			国民年金勘定	基礎年金勘定	
		億円	億円	億円	億円
前年度末積立金 (㉞)		2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
(単 収 年 度 入)	総額	524,914	34,410	231,734	557,001
	(再掲) 保険料収入	417,264	13,989	・	431,253
	(再掲) 国庫・公経済負担	101,302	19,685	・	120,987
	(再掲) 基礎年金交付金	1,746	711	・	①
	(再掲) 基礎年金拠出金収入	・	・	231,600	②
(単 支 年 度 出)	総額	496,990	37,329	257,264	557,526
	(再掲) 給付費	296,836	1,760	254,805	553,401
	(再掲) 基礎年金拠出金	197,224	34,376	・	②
	(再掲) 基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	・	・	2,457	①
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉟)		27,925	△2,920	△25,531	△526
運用損益 (㊱)		19,393	822	16	20,231
その他 (㊲)		370	63	-	433
年度末積立金 (㊳+㉟+㊱+㊲)		2,923,830	123,138	13,289	3,060,257
年度末積立金の対前年度増減額		47,688	△ 2,034	△ 25,515	20,138

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間のやりとりを収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、公的年金制度内でのやりとり (①基礎年金交付金・②基礎年金拠出金) を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 「その他 (㊲)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金 (国民年金勘定) の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

17. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析

厚生年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平成 / 令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円
5 (2023)	351,702	12,947	34,174	5,334	404,157
6 (2024)	363,545	13,198	34,978	5,543	417,264

対前年度増減率 (%)

6 (2024)	3.4	1.9	2.4	3.9	3.2
----------	-----	-----	-----	-----	-----

注 厚生年金勘定及び厚生年金計には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

被保険者数の増加が、保険料収入を増加させる方向に寄与。

被保険者数の減少が、保険料収入を減少させる方向に寄与。

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		3.4	1.9	2.4	3.9
要因別の寄与分	被保険者数	1.5	△0.2	0.4	1.4
	1人当たり標準報酬額	1.8	2.0	2.0	0.4
	保険料率	—	—	—	2.2
	その他	△0.0	0.2	0.0	△0.0

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

1人当たり標準報酬額の増加が、保険料収入を増加させる方向に寄与。

保険料率が引き上げられたことが、保険料収入を増加させる方向に寄与。

財政収支等及び財政指標の 実績と将来見通しとの比較 (第3章第2、3節より抜粋)

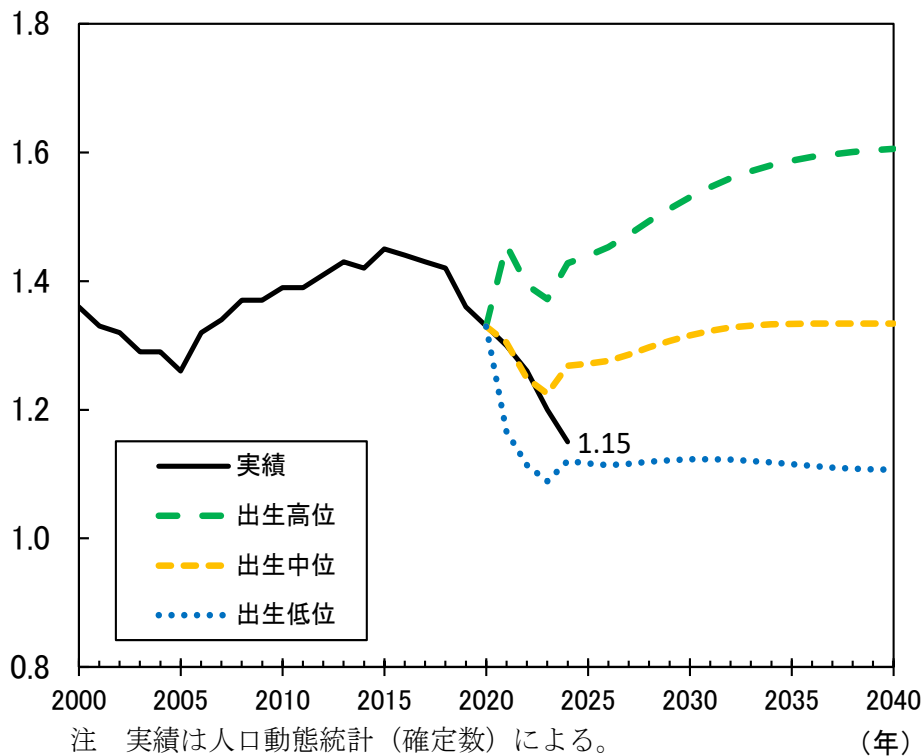
18. 合計特殊出生率、65歳平均余命 の実績と前提との比較
19. 生残率、外国人入国超過数 の実績と前提との比較
20. 物価上昇率、名目賃金上昇率 の実績と前提との比較
21. 実質賃金上昇率、実質的な運用利回り の実績と前提との比較
22. 労働力率 の実績と前提との比較
23. 被保険者数、受給者数 の実績と将来見通しとの比較
24. 保険料収入、給付費 の実績と将来見通しとの比較
25. 基礎年金拠出金 の実績と将来見通しとの比較
26. 積立金 の実績と将来見通しとの比較
27. 財政指標 の実績と将来見通しとの比較

※実績と比較する将来見通しには、令和6(2024)年財政検証における諸前提に加え、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」における制度改正項目の一部(詳細は報告書185ページ参照)を反映した上で行った試算結果を用いている。

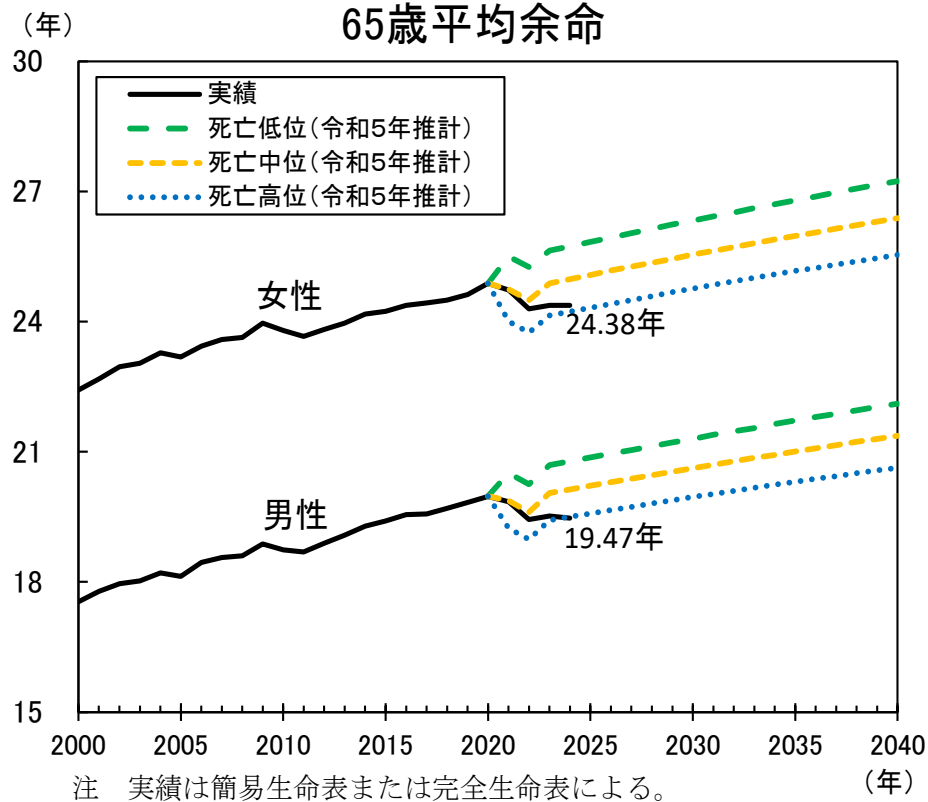
18. 合計特殊出生率、65歳平均余命の実績と前提との比較

- 令和6(2024)年の合計特殊出生率の実績は、将来推計人口(令和5年推計)における出生低位の仮定値と概ね同水準である。
- 令和6(2024)年の65歳平均余命の実績は、男女ともに将来推計人口(令和5年推計)における死亡高位の仮定値と概ね同水準である。

合計特殊出生率

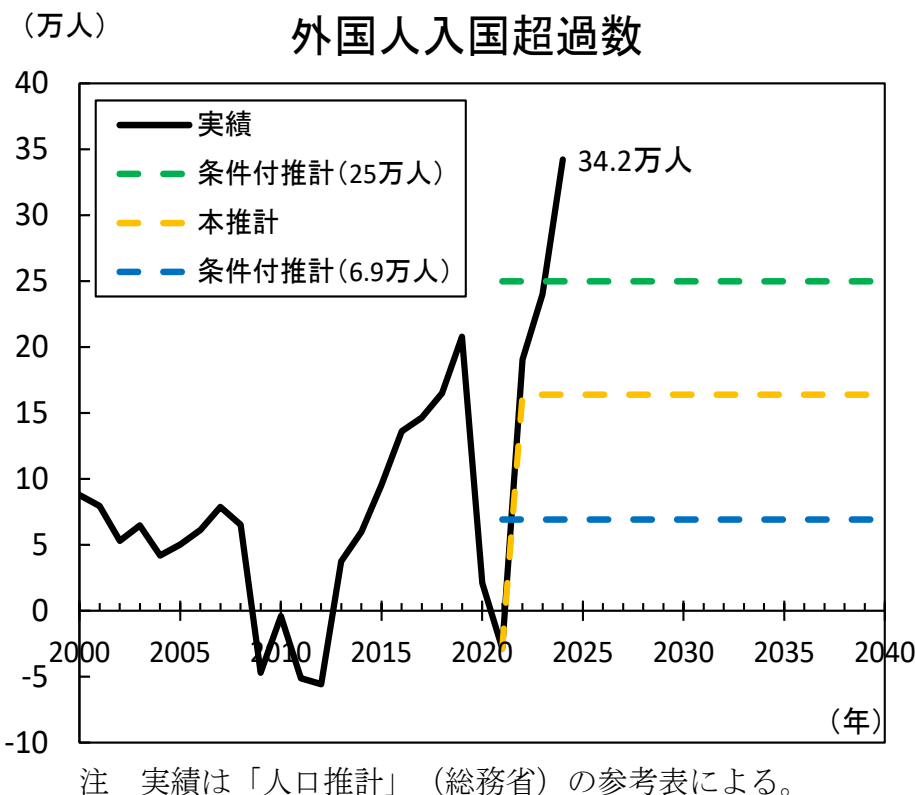
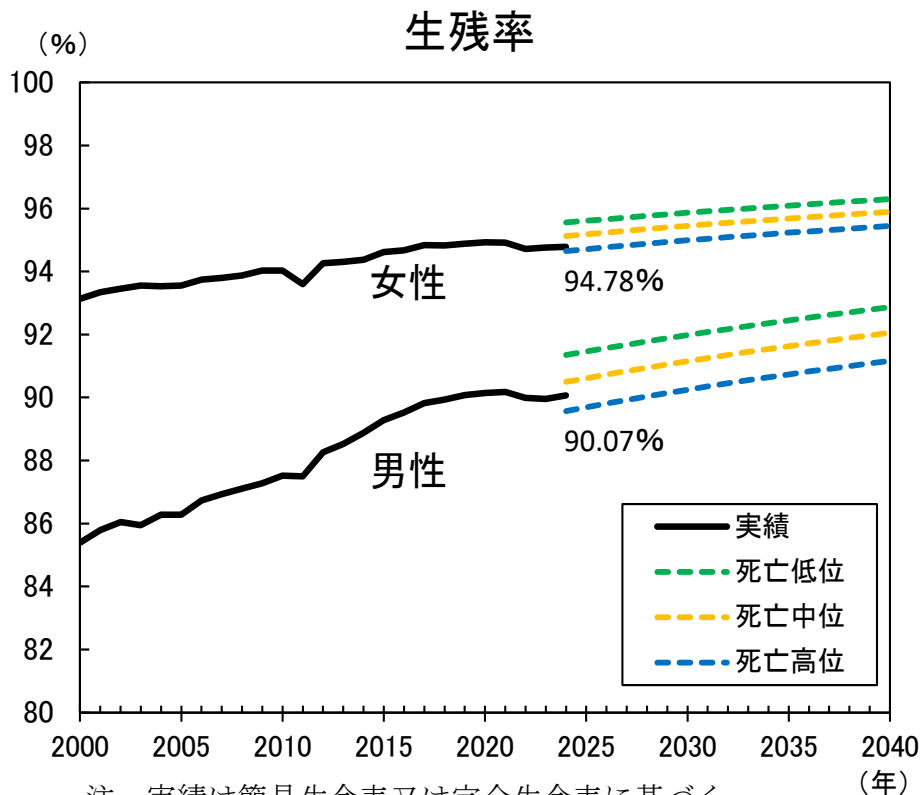


65歳平均余命



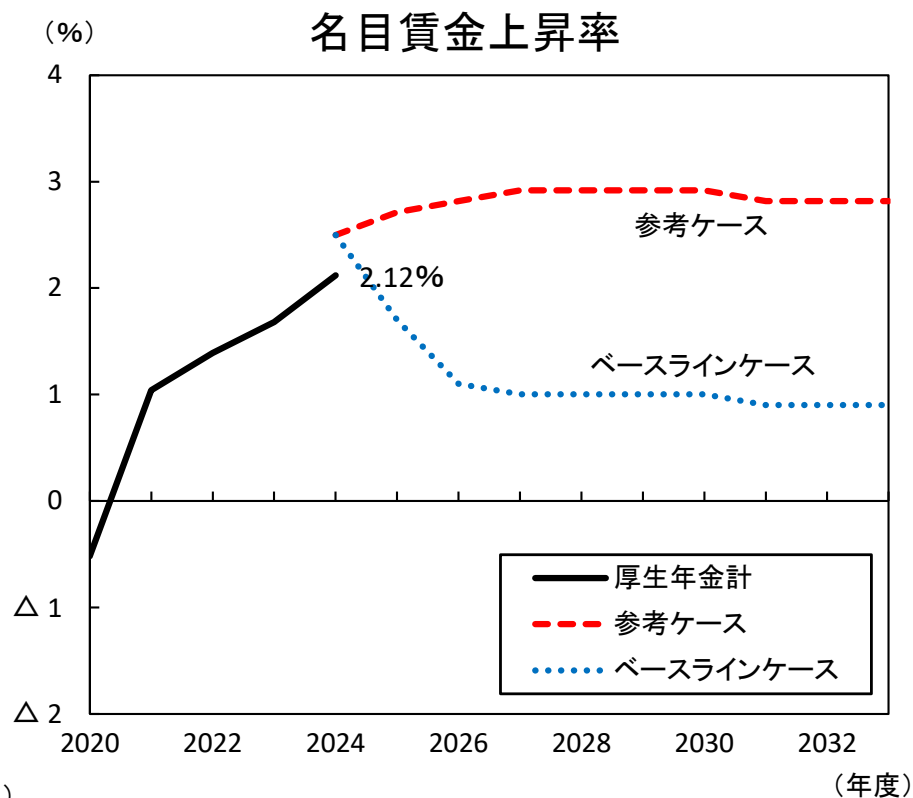
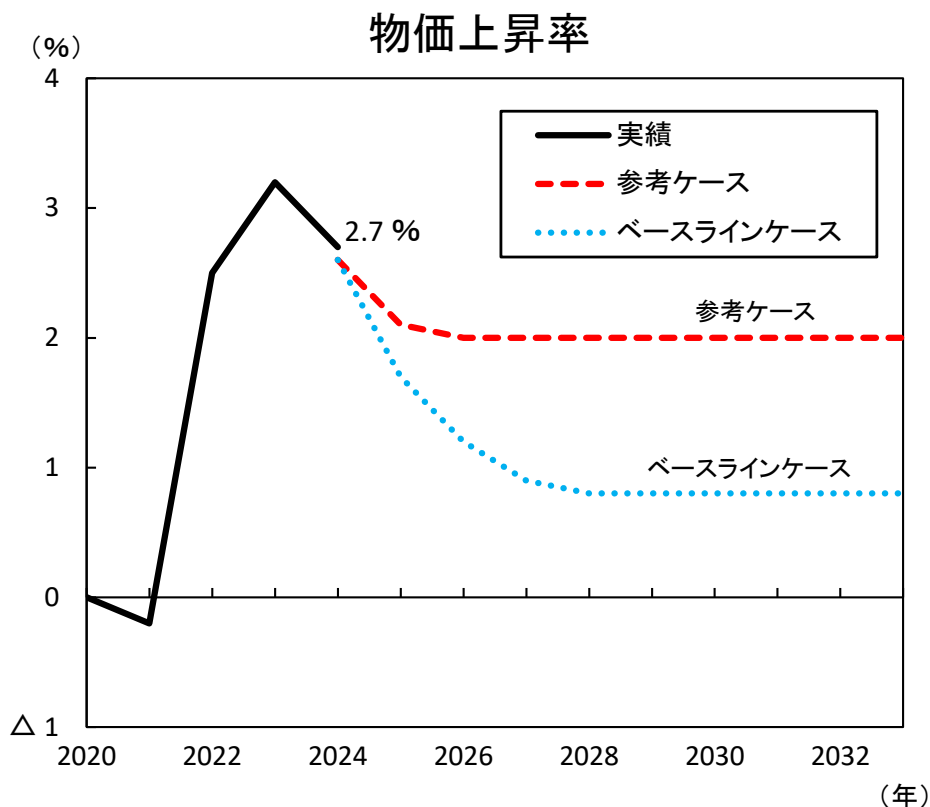
19. 生残率、外国人入国超過数の実績と前提との比較

- 令和6(2024)年の生残率(20歳に達した者が65歳に達するまで生存する確率)の実績は、男性は将来推計人口(令和5年推計)における死亡中位と死亡高位の間に位置し、女性は死亡高位と概ね同水準である。
- 令和6(2024)年の外国人入国超過数の実績は、将来推計人口(令和5年推計)における条件付推計の仮定値(25万人)を上回っている。



20. 物価上昇率、名目賃金上昇率の実績と前提との比較

- 令和6(2024)年の物価上昇率の実績は、2.7%のプラスとなっており、いずれのケースの前提とも概ね同水準である。
- 令和6(2024)年度の名目賃金上昇率の実績は、いずれのケースの前提も下回っている。

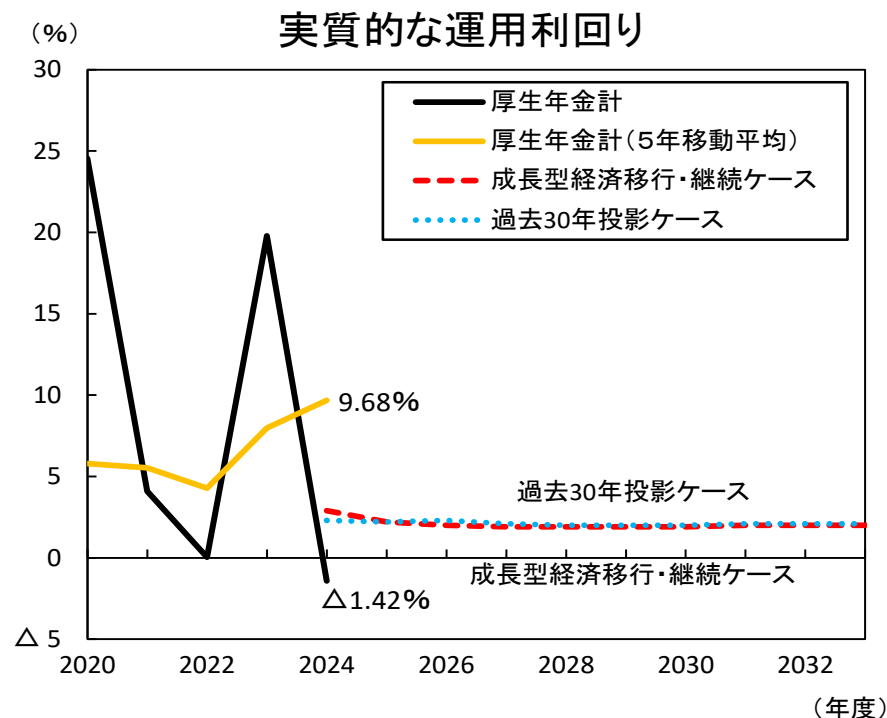
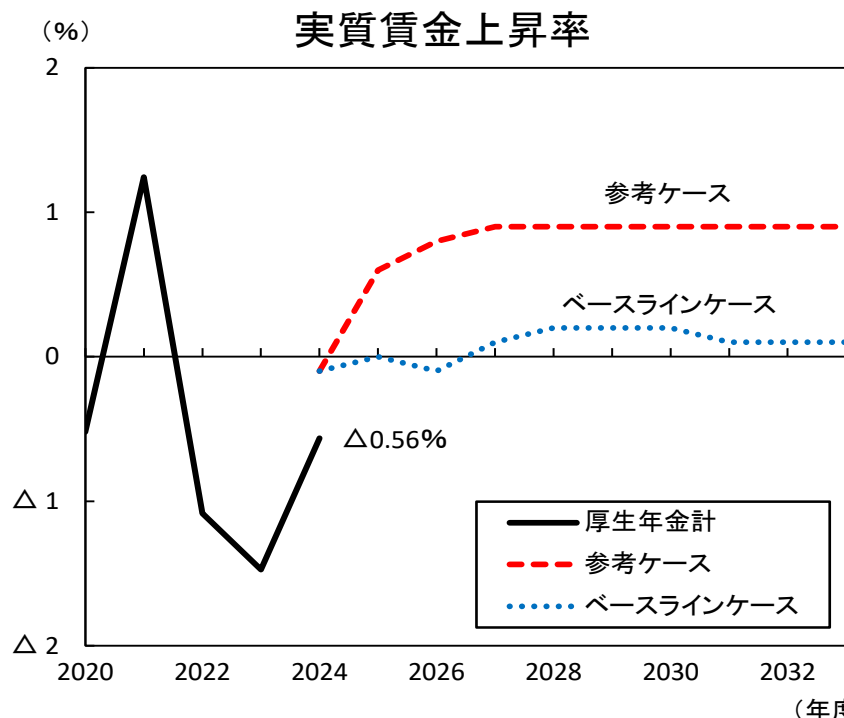


注 「参考ケース」は財政検証における成長型経済移行・継続ケース、「ベースラインケース」は過去30年投影ケースと接続。

21. 実質賃金上昇率、実質的な運用利回りの実績と前提との比較

- 令和6(2024)年度の厚生年金計における実質賃金上昇率(対物価上昇率でみた賃金上昇率)の実績は、いずれのケースの前提も下回っている。
- 令和6(2024)年度の厚生年金計における実質的な運用利回り(対名目賃金上昇率でみた運用利回り)の実績は、財政検証におけるいずれのケースの前提も下回っている。
- 実質的な運用利回りを過去5年度間(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)で平均したものをみると、令和6(2024)年財政検証※における前提から計算した同期間の平均を上回っている。

※令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までは令和元(2019)年財政検証



注 「参考ケース」は財政検証における成長型経済移行・継続ケース、「ベースラインケース」は過去30年投影ケースと接続。

運用利回りについて実績と財政検証における前提とを比較する際には、公的年金では保険料や新規裁定の給付費が名目賃金上昇率を基本として増減することから、長期的な観点からは、**実質的な運用利回り**により比較することが適当。

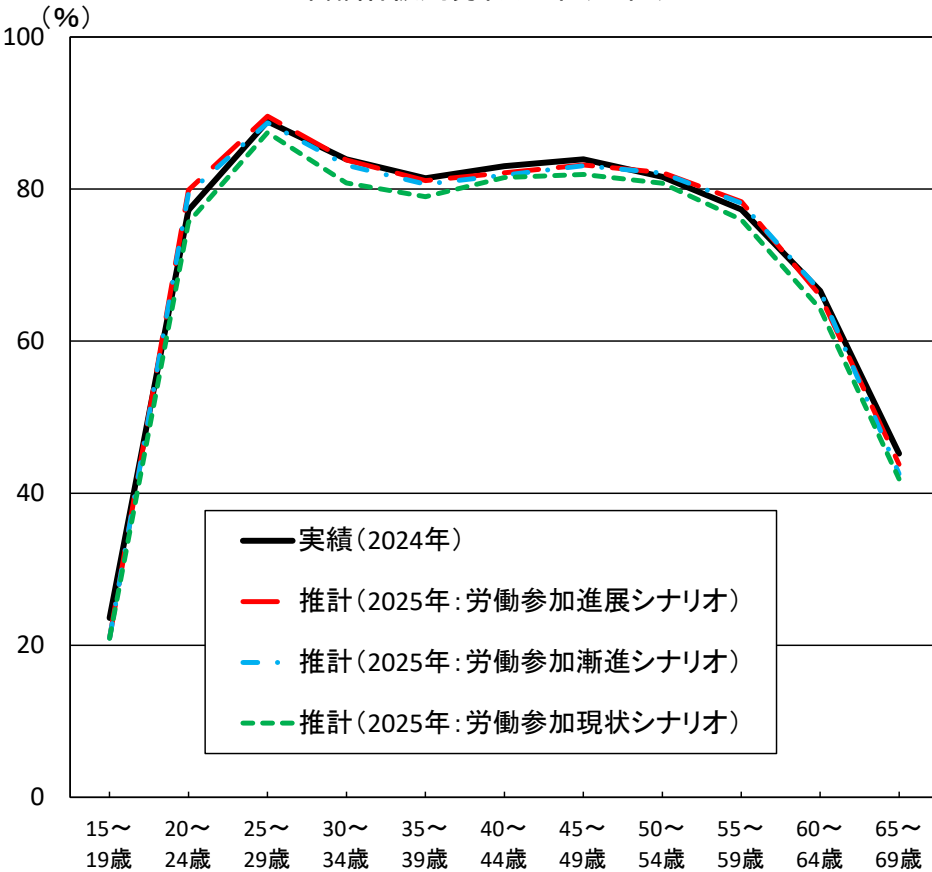
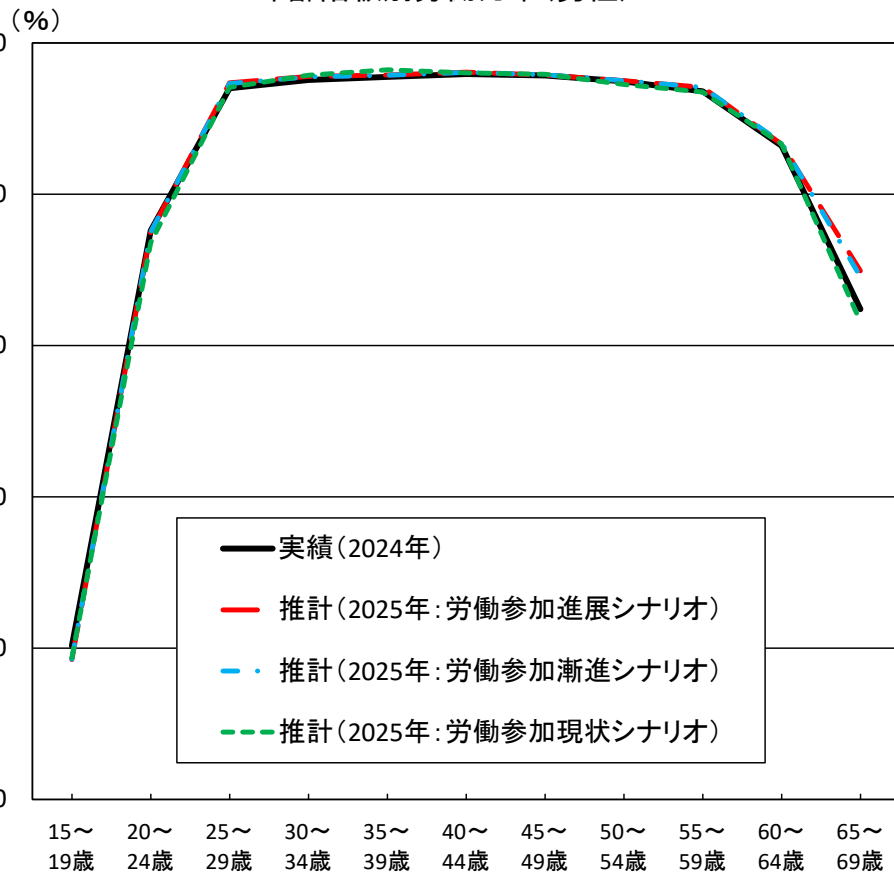
22. 労働力率の実績と前提との比較

令和6(2024)年の実績と労働参加進展シナリオの令和7(2025)年の推計値を比較すると※、男性では15～24歳、女性では15～19歳、30～49歳及び60歳以上において、実績が推計値を上回っている。

※比較している推計値が実績より1年先のものであることに留意が必要。

年齢階級別労働力率(男性)

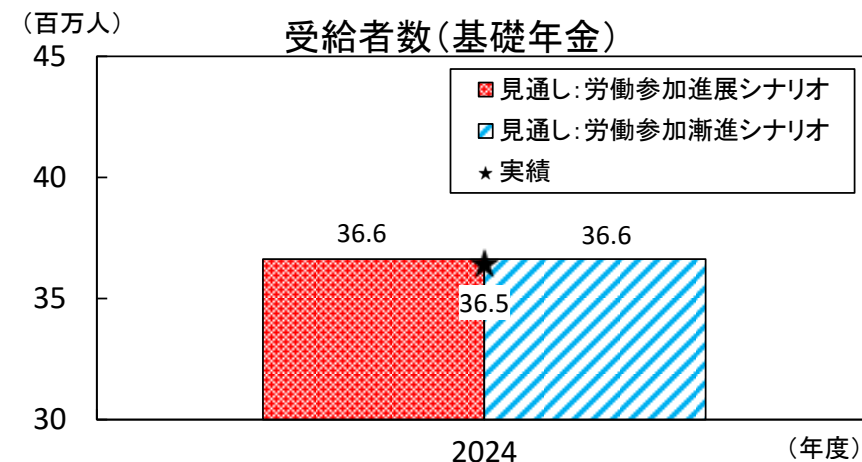
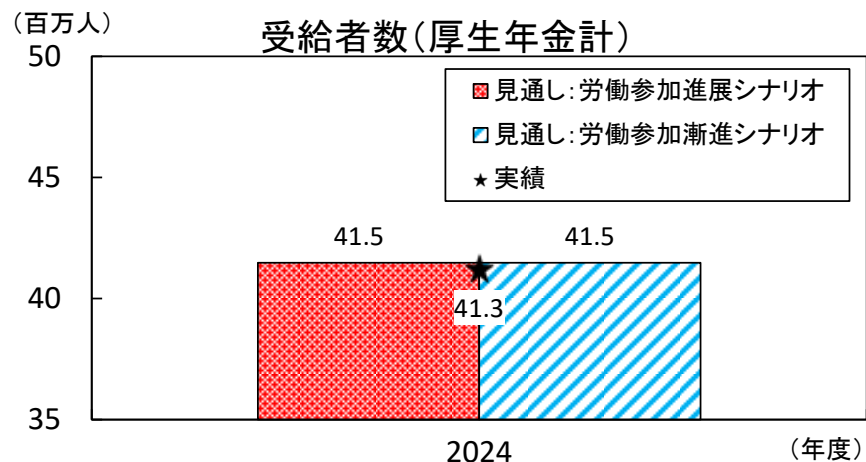
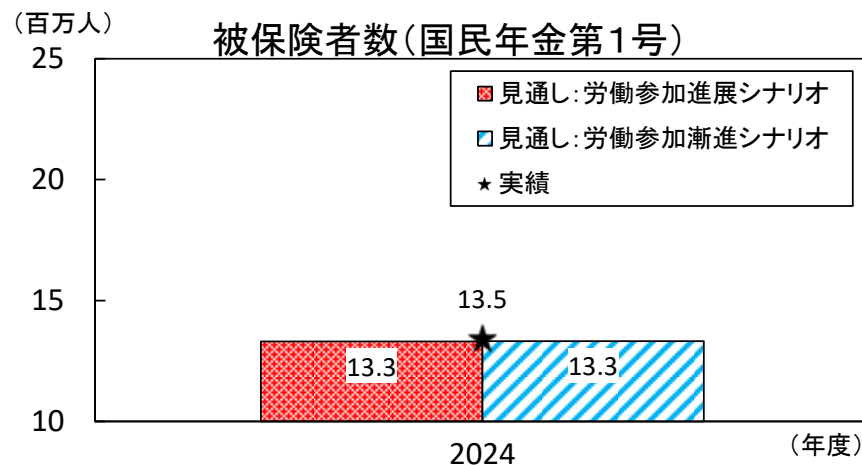
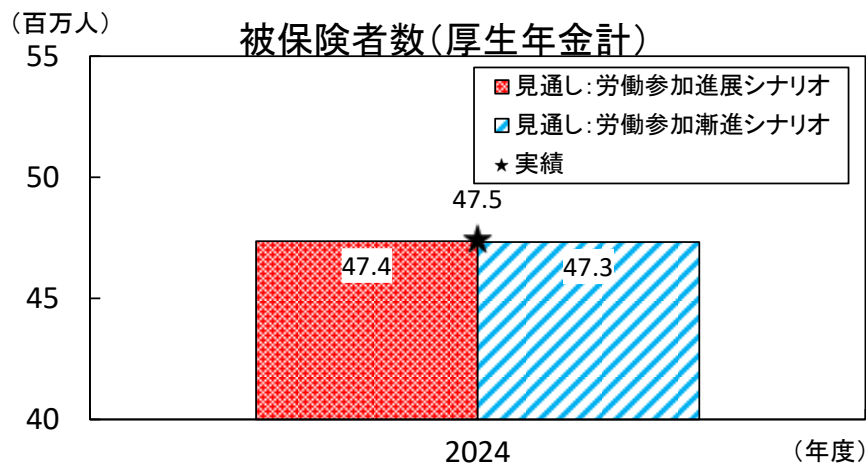
年齢階級別労働力率(女性)



注 「労働参加進展シナリオ」は財政検証における高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケース、「労働参加漸進シナリオ」は過去30年投影ケース、「労働参加現状シナリオ」は1人当たりゼロ成長ケースに対応。

23. 被保険者数、受給者数の実績と将来見通しとの比較

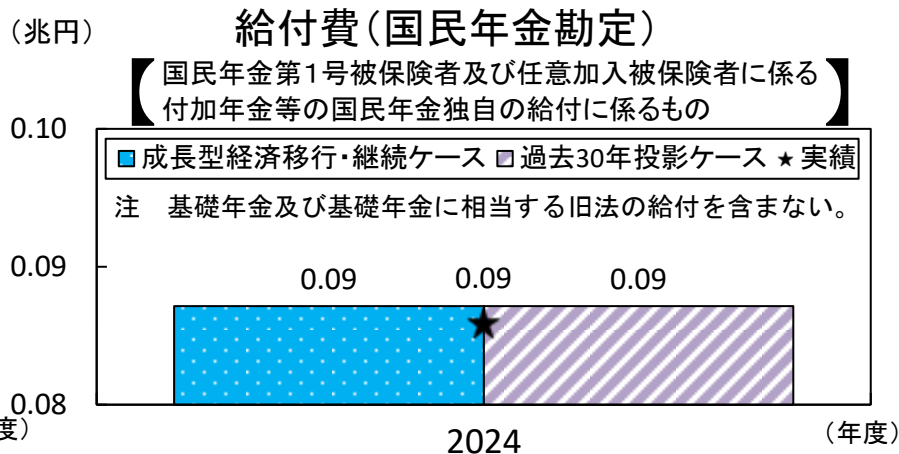
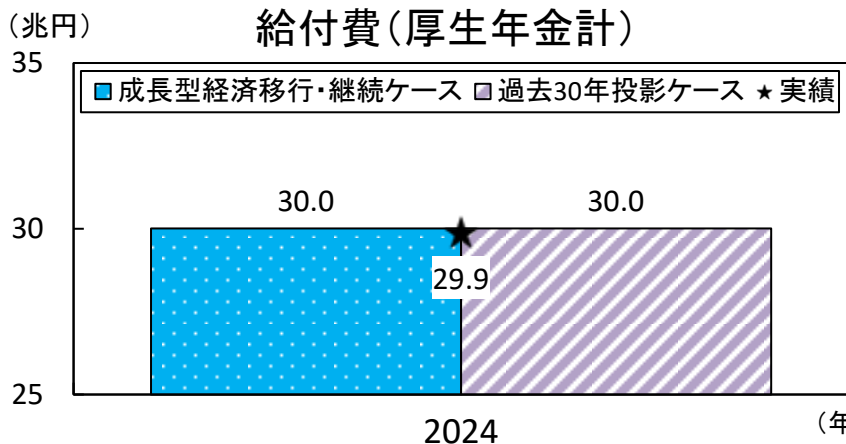
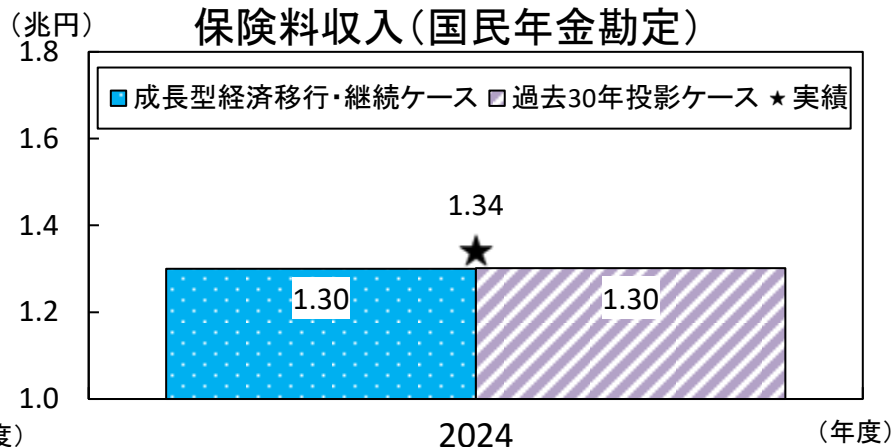
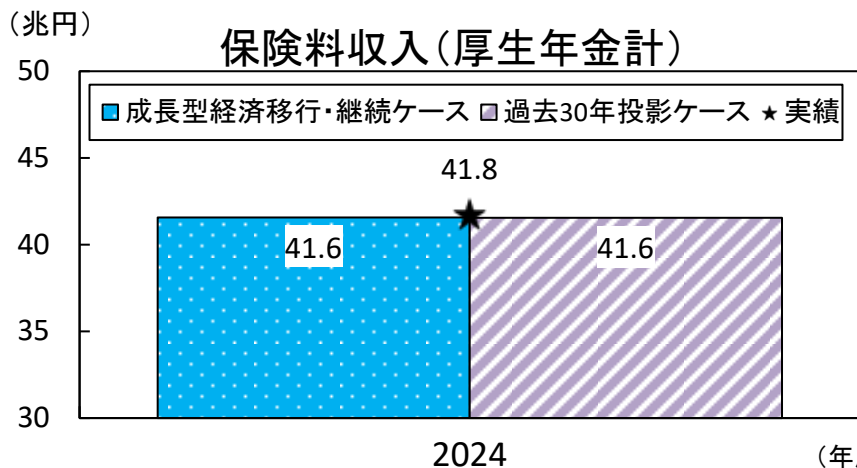
- 令和6(2024)年度の被保険者数は、厚生年金計、国民年金第1号ともに、実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている(厚生年金計+0.3~0.4%、国民年金第1号+1.1~1.2%)。
- 令和6(2024)年度の受給者数は、厚生年金計、基礎年金ともに、実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回っている(厚生年金計△0.5%、国民年金第1号△0.4%)。



注 「労働参加進展シナリオ」は財政検証における成長型経済移行・継続ケース、「労働参加漸進シナリオ」は過去30年投影ケースに対応。

24. 保険料収入、給付費の実績と将来見通しとの比較

- 令和6(2024)年度の保険料収入は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに、実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている(厚生年金計+0.5~0.6%、国民年金(国民年金勘定)+3.3~3.4%)。
- 令和6(2024)年度の給付費は、厚生年金計では実績(下図の★印)は将来見通し(棒グラフ)をやや下回っており(△0.3%)、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを下回っている(△1.3%)。



25. 基礎年金拠出金の実績と将来見通しとの比較

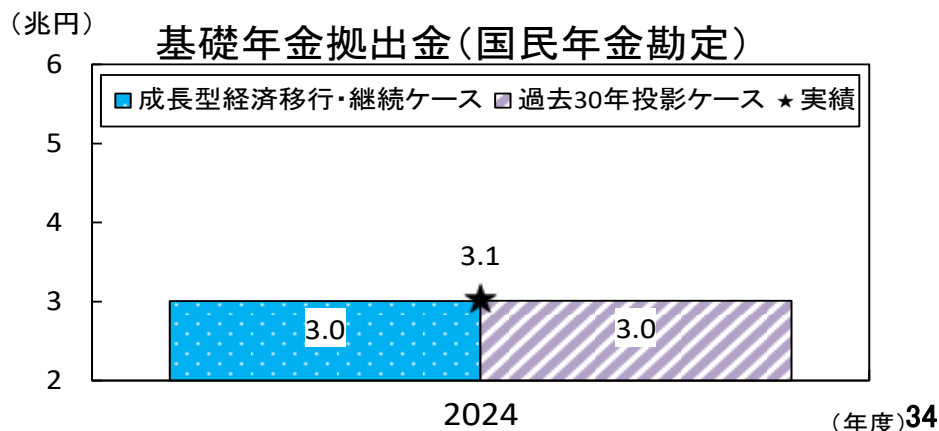
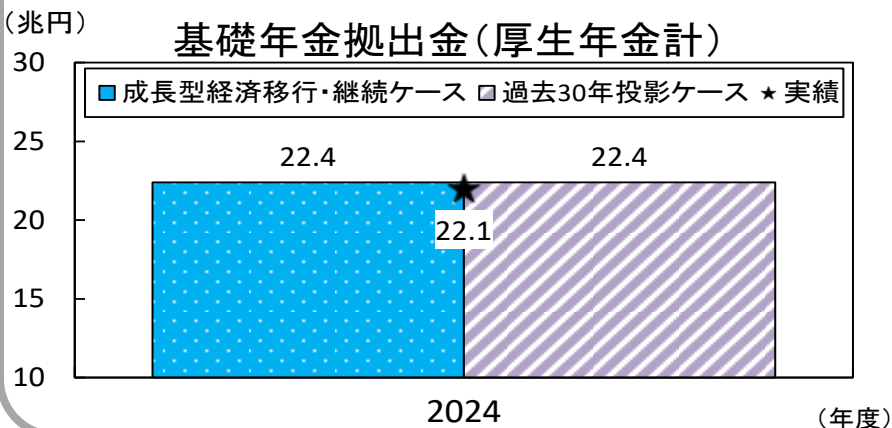
○令和6(2024)年度は、基礎年金等給付費の実績は将来見通しを下回っており、基礎年金拠出金算定対象者数(全制度計)の実績は将来見通しをやや上回っている※ことから、基礎年金拠出金単価の実績が将来見通しを下回っている(△1.3%)。

※国民年金の保険料納付率が将来見通しを上回ったことにより第1号の拠出金算定対象者数が若干増えたことや、外国人の入国超過数の実績が将来見通しを上回り、総人口が将来見通しを上回ったことが要因として考えられる。

○令和6(2024)年度の基礎年金拠出金算定対象者数は、厚生年金計では実績は将来見通しと概ね同水準であり(△0.1%)、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを上回っている(+2.9~3.0%)。

○この結果、令和6(2024)年度の基礎年金拠出金は、厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回っており(△1.4%)、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを上回っている(+1.6~1.7%)。

項目	令和6(2024)年度							
	実績 ①	将来見通し ②		差 ①-②		割合 (①-②)/②		
		成長型経済移行・継続ケース	過去30年投影ケース	成長型経済移行・継続ケース	過去30年投影ケース	成長型経済移行・継続ケース	過去30年投影ケース	
	円	円	円	円	円	%	%	
基礎年金拠出金単価(軽減前)	38,778	39,277	39,280	△499	△502	△1.3	△1.3	
基礎年金拠出金算定対象者数	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%	
厚生年金計	47.8	47.8	47.8	△0.1	△0.0	△0.1	△0.1	
国民年金(国民年金勘定)	6.6	6.4	6.4	0.2	0.2	3.0	2.9	



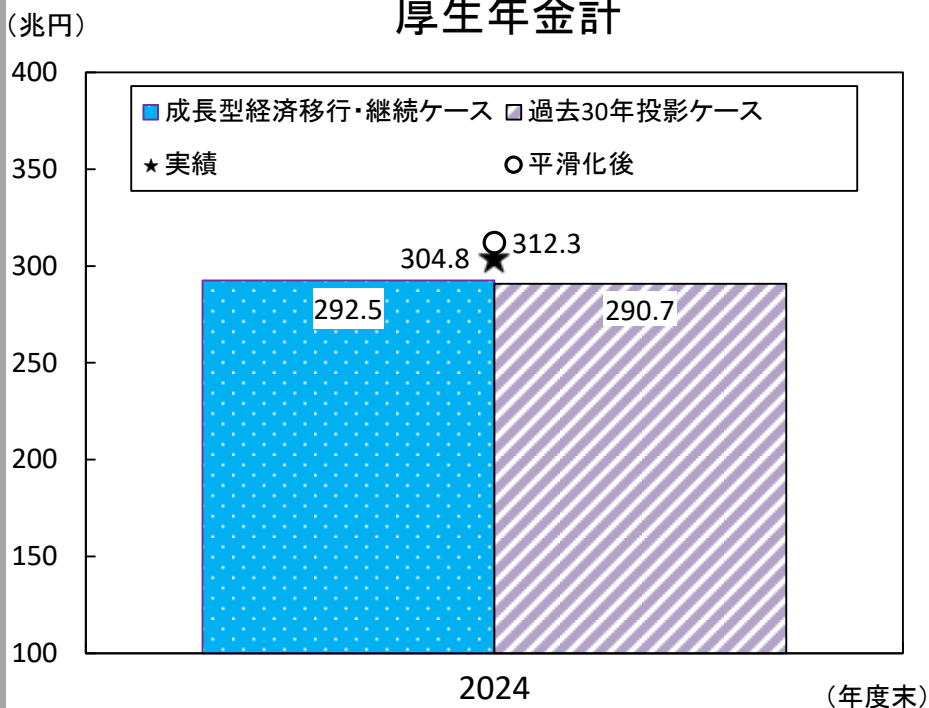
26. 積立金の実績と将来見通しとの比較

○ 令和6(2024)年度末の積立金は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに、実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている(厚生年金計+4.2~4.9%、国民年金(国民年金勘定)+1.5~2.2%)。

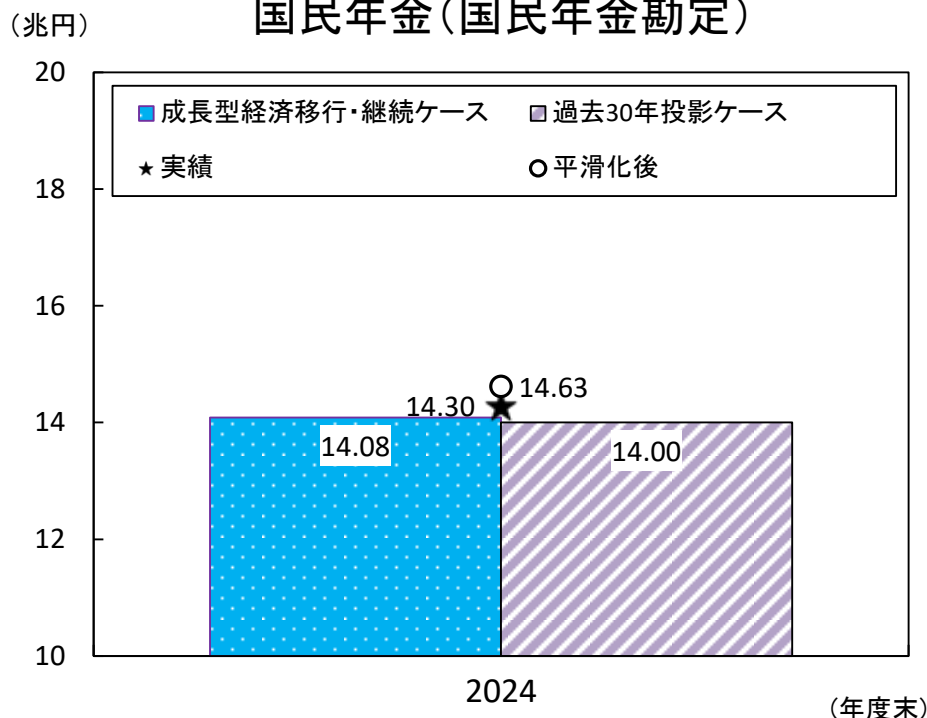
○ 時価評価による短期的な変動を平滑化した後*の積立金額(下図の○印)についても、令和6(2024)年度末は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに、将来見通しを上回っている(厚生年金計+6.8~7.4%、国民年金(国民年金勘定)+3.8~4.5%)。

※時価ベースの運用収益と過去の平均収益の差額について過去5年度分を平滑化して積立金評価に反映

厚生年金計



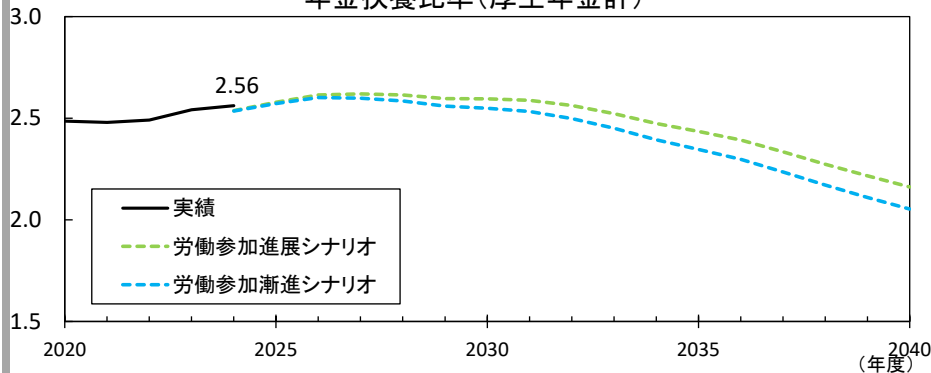
国民年金(国民年金勘定)



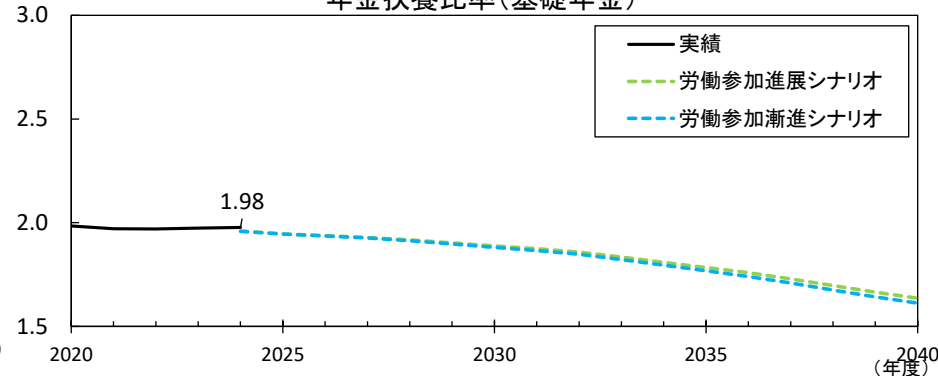
27. 財政指標の実績と将来見通しとの比較

- 令和6(2024)年度の年金扶養比率(=被保険者数/老齢・退年相当の受給者数)は、厚生年金計、基礎年金ともに、実績が将来見通しを上回っている(厚生年金計+1.0%、基礎年金+0.9%)。
 - 令和6(2024)年度の積立比率(=前年度末積立金/総合費用)は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに、実績が将来見通しを上回っている(厚生年金計+9.5~9.6%、国民年金(国民年金勘定)+4.6~4.7%)。
- 平滑化後についてみると、厚生年金計では実績が将来見通しを上回っており(+0.5%)、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しを下回っている(△3.4~△3.3%)。

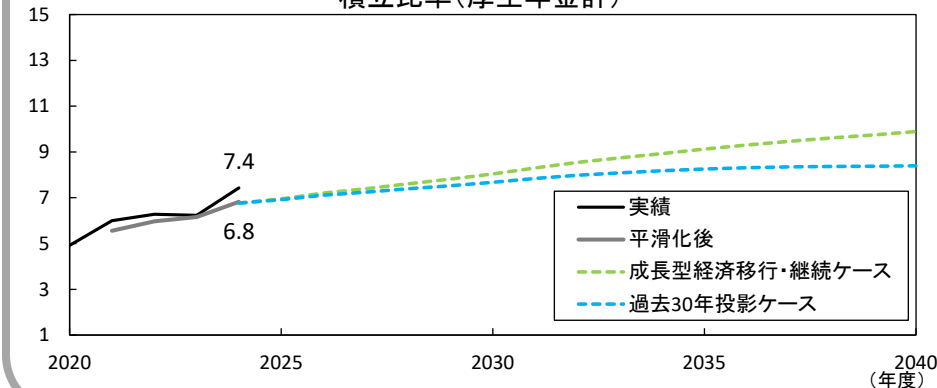
年金扶養比率(厚生年金計)



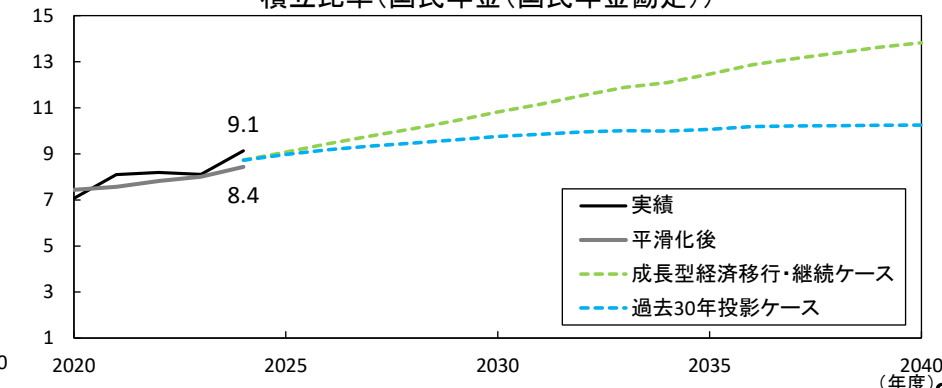
年金扶養比率(基礎年金)



積立比率(厚生年金計)



積立比率(国民年金(国民年金勘定))



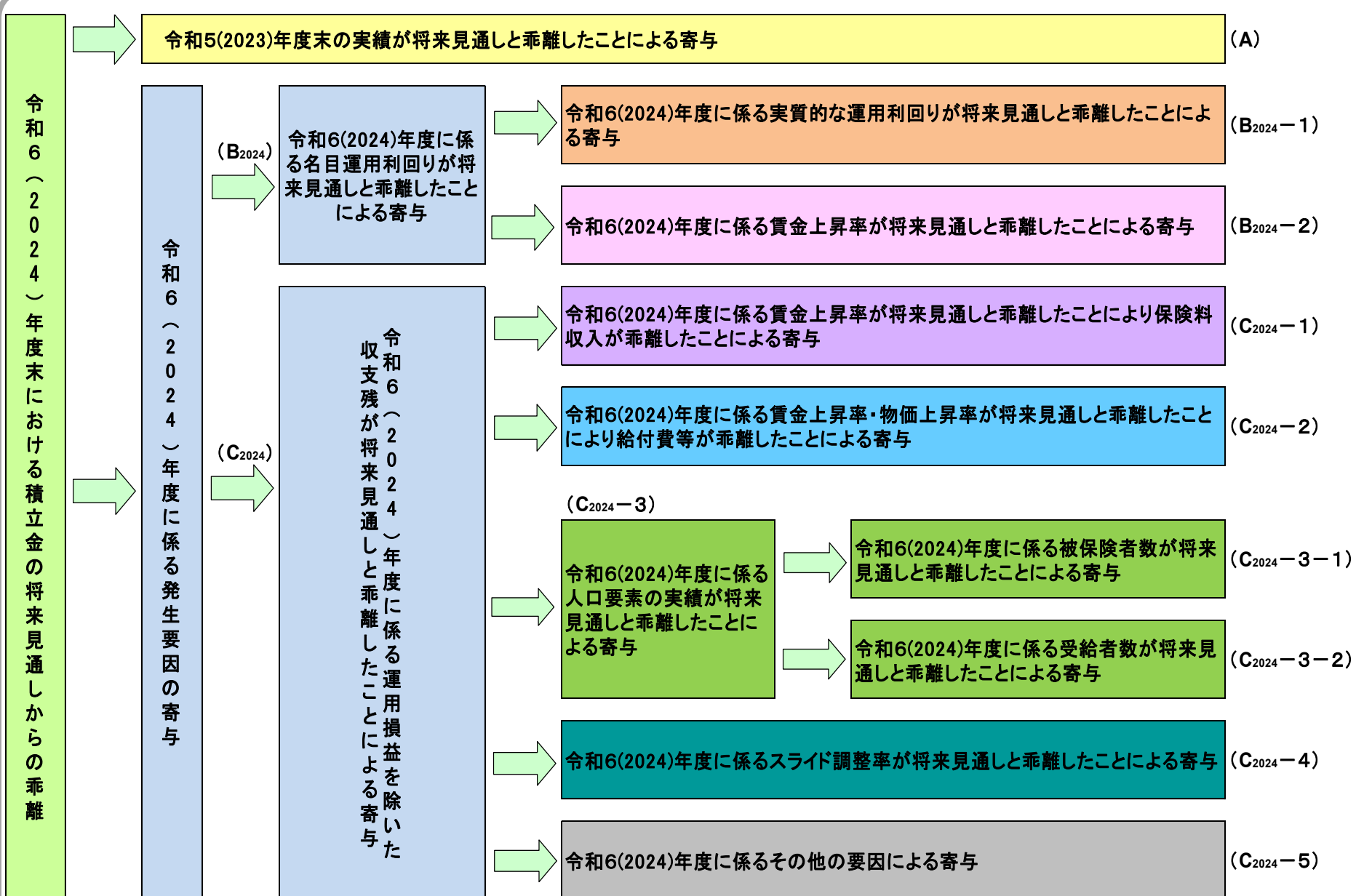
積立金の乖離の分析と 財政状況の評価

(第3章第4、5、6節より抜粋)

- 28. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ
- 29. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況
- 30. 積立金の乖離分析の結果(令和6(2024)年度発生分)
- 31. 厚生年金の財政状況の評価①
- 32. 厚生年金の財政状況の評価②
- 33. 公的年金の財政状況の評価①
- 34. 公的年金の財政状況の評価②

※実績と比較する将来見通しには、令和6(2024)年財政検証における諸前提に加え、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」における制度改正項目の一部(詳細は報告書185ページ参照)を反映した上で行った試算結果を用いている。

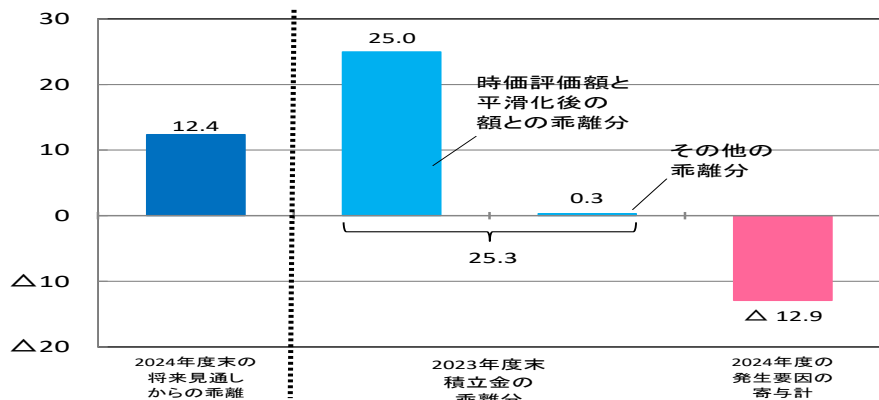
28. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ



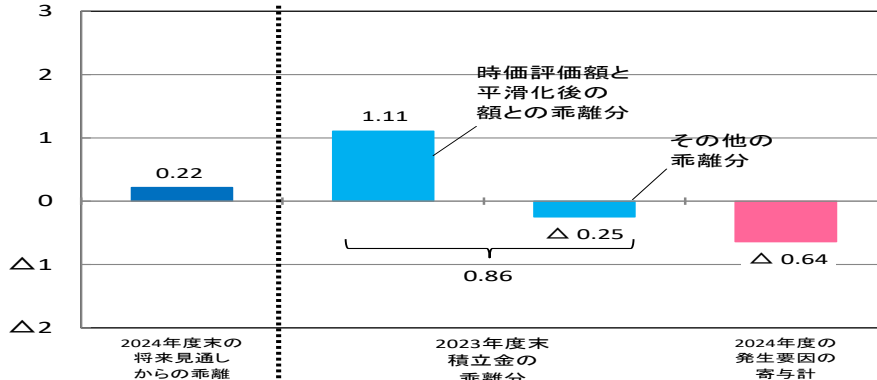
29. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況

○ 厚生年金計及び国民年金(国民年金勘定)の令和6(2024)年度末積立金は、実績が将来見通しを上回っている(厚生年金計+12.4~14.1兆円、国民年金(国民年金勘定)+0.22~0.30兆円)。これは、令和5(2023)年度末積立金の将来見通しからの乖離分が、令和6(2024)年度に係る発生要因の寄与計のマイナスを上回ってプラスになっていることによる。なお、令和5(2023)年度末積立金における将来見通しと実績の乖離のほとんどは、将来見通しの積立金に平滑化したものが使われていることによるものである。

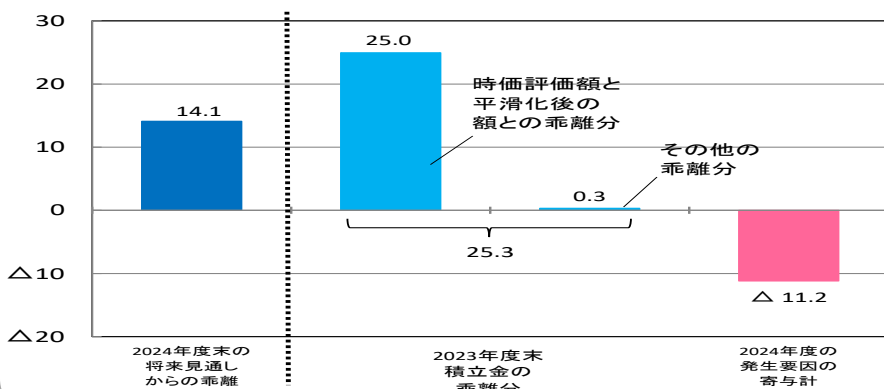
(兆円) 厚生年金計 <成長型経済移行・継続ケース>



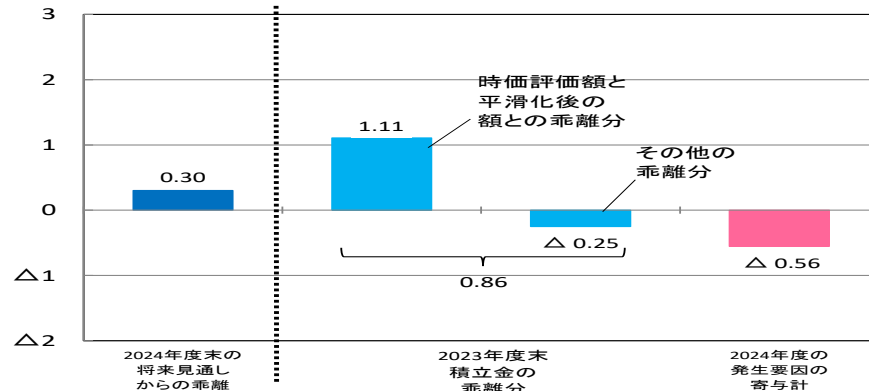
(兆円) 国民年金(国民年金勘定) <成長型経済移行・継続ケース>



(兆円) 厚生年金計 <過去30年投影ケース>



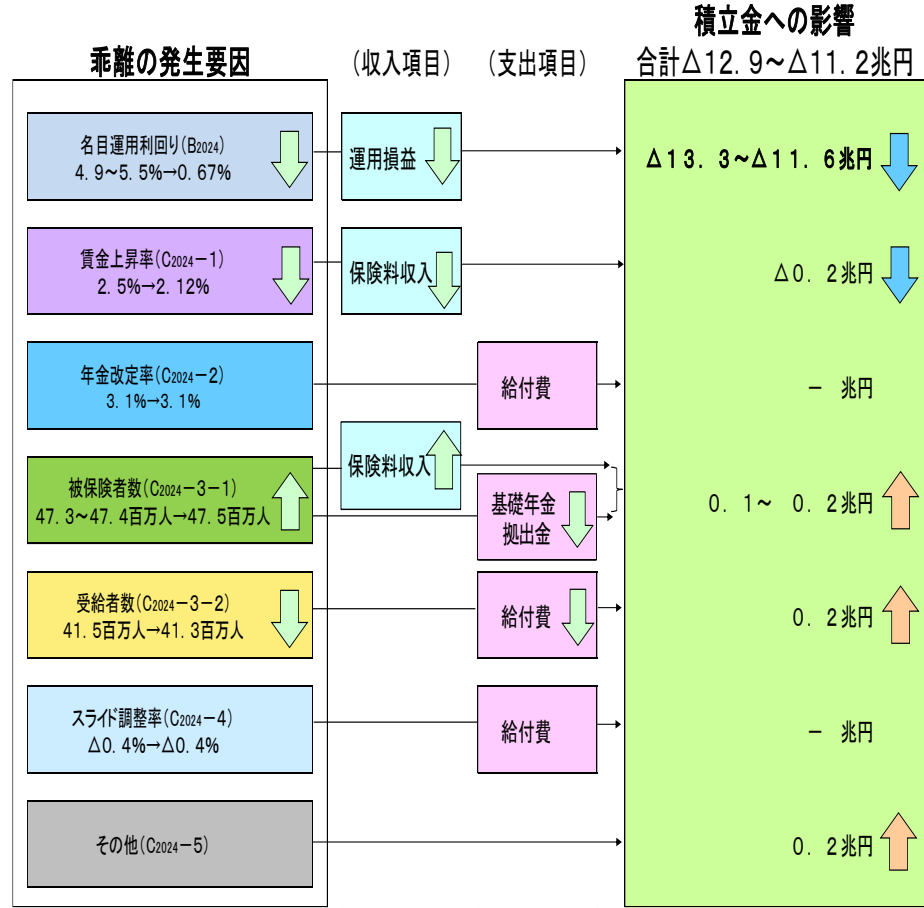
(兆円) 国民年金(国民年金勘定) <過去30年投影ケース>



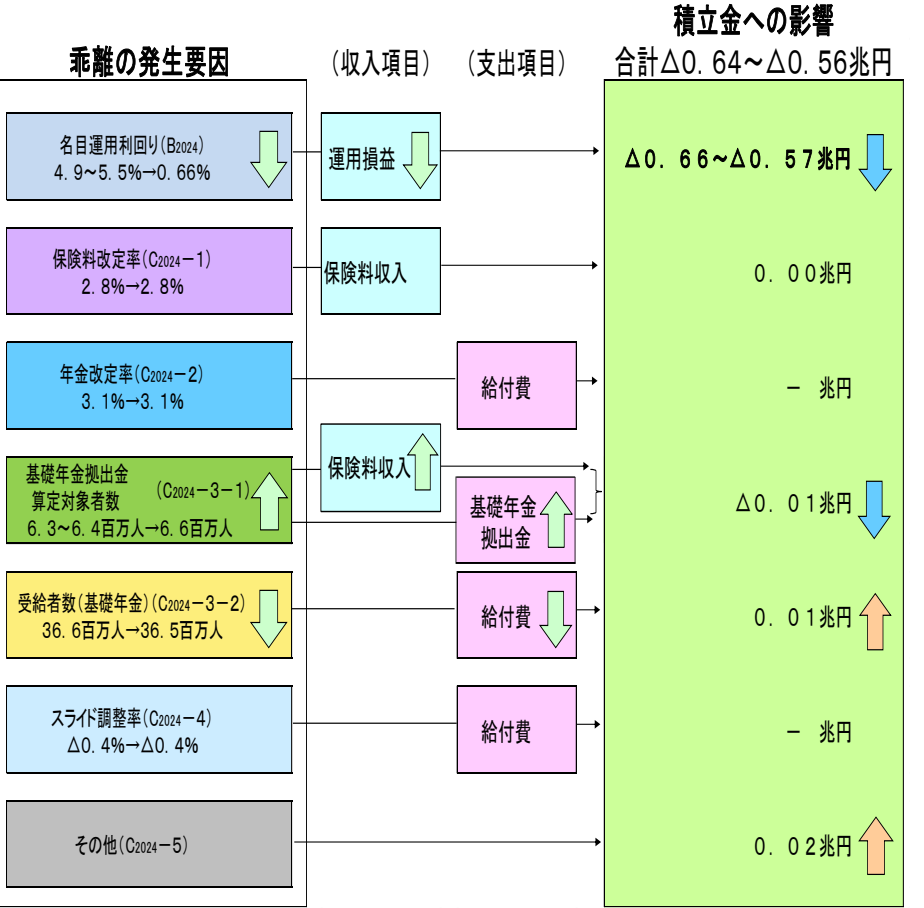
30. 積立金の乖離分析の結果(令和6(2024)年度発生分)

○ 令和6(2024)年度に生じた厚生年金計の積立金の乖離(△12.9～△11.2兆円)は名目運用利回りの乖離の寄与(△13.3～△11.6兆円)が、国民年金(国民年金勘定)の積立金の乖離(△0.64～△0.56兆円)は名目運用利回りの乖離の寄与(△0.66～△0.57兆円)が大宗を占めている。

厚生年金計



国民年金(国民年金勘定)



注 積立金の乖離を要因別に取り出して集約し、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースのうちの最大値及び最小値を表示したものである。

31. 厚生年金の財政状況の評価①

○ 厚生年金の財政状況の評価は、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」との差を考察することにより行っている。

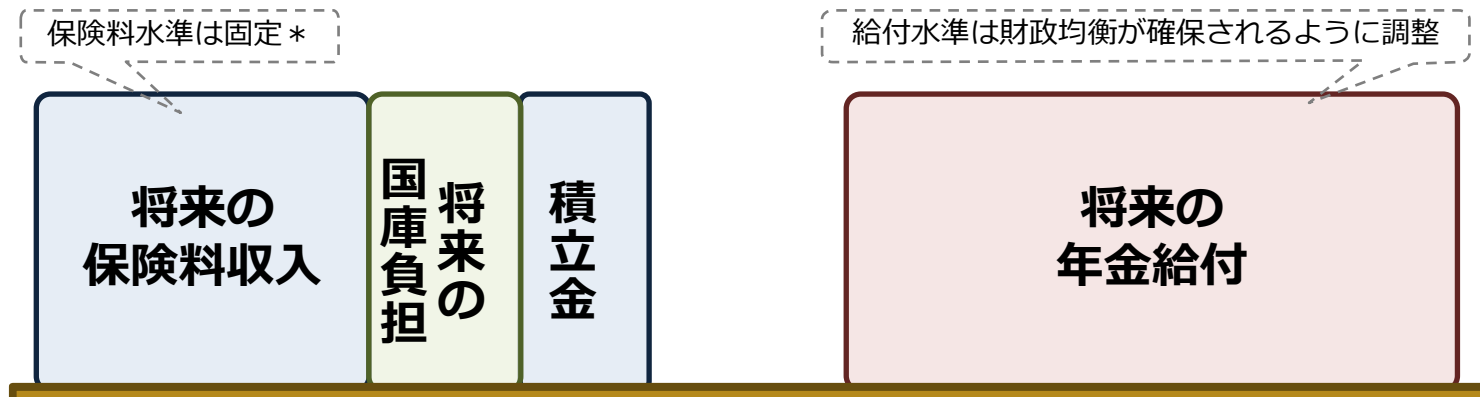
ここで、「評価の基準となる積立金額」とは、積立金の将来見通しを令和6(2024)年度末までの賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである*。

○ この考察では、上記の差について、 ※報告書232、233ページ参照

- ・ 公的年金財政の均衡が将来の保険料収入、国庫負担と現在保有する積立金をあわせた財源の全体と、将来の年金給付の全体で図られていること
- ・ 保険料水準が固定された上で、将来の給付費が将来の保険料収入及び積立金等の財源と均衡するように、給付水準を自動調整する仕組みとなっていること

などを踏まえ、財源(積立金及び将来の保険料収入)との対比をすることにより財政状況の評価をしている。

公的年金財政の均衡イメージ



* 厚生年金は保険料率、国民年金は保険料額(平成16(2004)年度価格)を固定

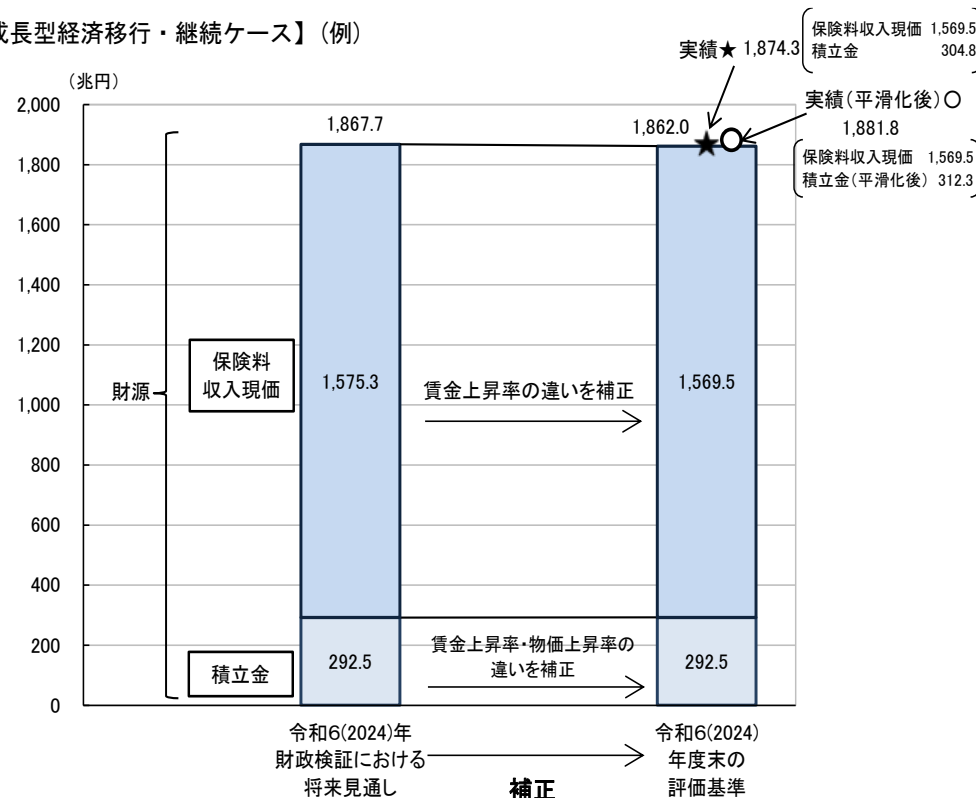
長期的な給付と負担の均衡が確保されていることを確認

32. 厚生年金の財政状況の評価②

令和6(2024)年度末における厚生年金の財政状況について、財政検証の成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースで分析を行った結果、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」の差額は財源(積立金及び将来の保険料収入)との対比でプラス0.7～0.8%となっている(時価評価による変動を平滑化した場合にはプラス1.1～1.2%)。

	成長型経済移行・継続ケース	過去30年投影ケース
	兆円	兆円
積立金の実績 ①	304.8 [312.3]	304.8 [312.3]
評価の基準となる積立金(推計値) ②	292.5	290.8
積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差 ③= ①-②	12.4 [19.8]	14.0 [21.5]
財源 (積立金及び将来の保険料収入) ④	1,862.0	1,781.0
財源(積立金及び将来の保険料収入)に対する積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の比率 ③/④	0.7 [1.1]	0.8 [1.2]

【成長型経済移行・継続ケース】(例)



注 []は、時価評価による変動を平滑化した後のものである。

※「評価の基準となる積立金額(推計値)」とは、積立金の将来見通しを令和6(2024)年度末までの賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである。

- 令和6(2024)年度は令和6(2024)年財政検証における将来見通しと比較する初年度であるが、本報告では令和6(2024)年度の実績について以下のことを確認した。
- ① 国民年金第1号被保険者数、厚生年金被保険者数ともに実績が将来見通しを上回った。これは、外国人入国超過数の実績が令和5(2023)年推計※におけるいずれの仮定値も上回っていることも影響していると考えられる。また、65歳の平均余命の実績は、令和5(2023)年推計における死亡高位の仮定値と概ね同水準であった。これらは公的年金財政にはプラスの効果となる。
 - ② 一方で、合計特殊出生率は平成28(2016)年より低下傾向が続いており、令和6(2024)年の実績は令和5(2023)年推計における出生低位の仮定値と概ね同水準となっている。また、実質賃金上昇率(対物価)は令和6(2024)年財政検証におけるいずれのケースの前提も下回っている。これらは公的年金財政にはマイナスの効果となる。
 - ③ 積立金については、令和5(2023)年度末の実績が将来見通しを上回っていたこともあり、令和6(2024)年度末においても実績が将来見通しを上回った。なお、令和5(2023)年度末の実績が将来見通しを上回った部分のほとんどは、将来見通しの積立金に平滑化したものが使われていることによるものである。

※国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口(令和5年推計)

34. 公的年金の財政状況の評価②

④ そのほか、令和6(2024)年度は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われた一方で、賃金の上昇が物価上昇に追いつかず、実質賃金の伸びはマイナスとなったことから、令和5(2023)年度とは異なり、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果は発動されなかった。

○ これらの将来見通しからの乖離が、一時的なものではなく中長期的に続いた場合には、年金財政に与える影響は大きなものとなる。特に、令和6(2024)年の合計特殊出生率は令和5(2023)年より低下し、令和5(2023)年推計における出生低位の仮定値と概ね同水準である。このような傾向が今後も継続するようであれば、将来の年金制度の運営は大きな影響を受ける。

年金数理部会としては、このような観点からも毎年の制度運営の動向を注視していくこととする。

○ 年金財政の観点からは、人口要素、経済要素等いずれも短期的な動向にとらわれることなく、長期的な観点から財政状況の動向を注視すべきである。